

イオングッドライフクラブ
福利厚生のご団体保険

みらいスタイル



選べる7つの保険

死亡・高度障がいにご備える 特別 A B C 会員

団体生命保険

団体定期保険

3大疾病・死亡にご備える 特別 A B C 会員

三大疾病保険

3大疾病保障保険(団体型)

ケガ・病気等にご備える 特別 A B C 会員

総合医療保険

総合医療保険(団体型)

親の介護にご備える 特別 A B 会員

親介護保険

親介護一時金支払特約

長期療養にご備える 特別 A B 会員

所得補償保険

団体長期障害所得補償保険

老後にご備える 特別 A 会員

年金保険

拠出型企業年金保険

学費・住宅・老後資金にご備える 特別 A 会員

積立保険

拠出型企業年金保険 ニッセイみらいのカチ(入院総合保険)(定期保険特約付)一時払退職後終身保険

加入者特典

N-コンシェルジュ

保障制度ごとの加入対象者は1・2ページをご確認ください。

■ 申込締切日と効力発生日[加入(増額)日]

申込締切日

令和5年9月30日(土)

(締切日までに専用webサイトにてお申込みください。)

効力発生日
加入(増額)日

令和6年1月1日

(ただし、年金保険・積立保険の半年払の保険料部分の加入(増額)日は令和6年6月1日です。)(所得補償保険・親介護保険の保険期間(ご契約期間)は令和6年1月1日午後4時より1年間です。)

■ 令和6年2月1日以降も毎月お申込み(※)を受付けます。

(※)新規加入・増額(年金保険、積立保険は除きます。)*のお申込みは毎月受付しています。webお手続きは更新時(一斉募集時)のみのお取扱いとなります。

申込締切日

毎月末日

効力発生日
加入日*

GLC団体保険コンタクトセンターが「申込書兼告知書」を受付た日から3カ月後の月の1日となります。

(ただし、年金保険・積立保険の半年払の保険料部分の加入日は令和6年6月1日と令和6年12月1日のうち加入日の直後におとずれる日(加入日当日を含みます。))となります。

効力発生日・加入日*の例

3月1日～3月31日にGLC団体保険コンタクトセンター「申込書兼告知書」受付分は、6月1日が効力発生日・加入日*となります。

*年金保険・積立保険は、増額のお取扱いはありません。増額を希望される方は毎年8月～9月の一斉募集時にお申込みください。

「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項と特に注意いただきたい事項が記載されています。また、「正しく告知いただくために」には、ご加入・増額のお申込みの際に必要な被保険者告知に関する重要な事項が記載されています。お申込みにあたっては、当パンフレットとあわせてご確認ください。配偶者・子どものお申込みの際は、プリントアウト等にてパンフレットをお渡しのうえ、ご確認ください。なお、ご加入者(被保険者)は、当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」等を含みます。)*をお読みいただいた後も大切に保管してください。専用webサイトをご覧になり申込みいただいた方は、当パンフレットを保存等のうえ、大切に保管してください。

みらいスタイルの商品ラインナップ

商品名	特 徴	対象者(本人)*			対象者(家族)		
		特別 A	B	C	配偶者	子ども	
ご自身・ご家族の病気・ケガ・親の介護の保障	団体生命保険	死亡・所定の高度障がい状態に備える。	○ 新規加入・増額 年齢14歳6カ月超65歳6カ月以下の方 (B会員・C会員の方は勤続1年以上の方)	○	○	○ 新規加入・増額 年齢18歳以上65歳6カ月以下の方※	○ 新規加入・増額 年齢2歳6カ月超22歳6カ月以下の方
	三大疾病保険	がん・急性心筋梗塞・脳卒中と死亡に備える。	○ 新規加入・増額 年齢15歳以上満65歳以下の方 (B会員・C会員の方は勤続1年以上の方)	○	○	○ 新規加入・増額 年齢18歳以上満65歳以下の方※	○ 新規加入・増額 年齢15歳以上満22歳以下の方
	総合医療保険	ケガや病気等による1泊2日以上継続した入院・手術等に備える。	○ 新規加入・増額 年齢14歳6カ月超65歳6カ月以下の方 (B会員・C会員の方は勤続1年以上の方)	○	○	○ 新規加入・増額 年齢18歳以上65歳6カ月以下の方※	○ 新規加入・増額 年齢0歳以上22歳6カ月以下の方
	親介護保険	親の介護に備える。	○ 始期日現在 59歳以下の方の親	○ 始期日現在 59歳以下の方の親	×	会員本人の父母 配偶者の父母	
ご自身の所得補償	所得補償保険	ケガや病気により長期間仕事ができなくなったときに備える。	○ 始期日現在 59歳以下の方	○ 始期日現在 59歳以下の方	×	×	×
	年金保険	老後に備える。	○ 加入日現在 満50歳未満の方	×	×	×	×
ご自身の資産形成	積立保険	学費・住宅・老後資金に備える。	○ 加入日現在 満58歳未満の方	×	×	×	×

※民法改正の経過措置により、令和4年4月1日時点で年齢16歳以上の女性の方は、上記の年齢に満たない場合でも加入いただけます。

* **特別** **特別会員** 役員の方等(GLC会員費:3,200円)

A **A会員** 社員、キャリア社員、契約社員の方等(GLC会員費:1,600円)

特別会員・A会員の方の会員費には社会福祉基金100円を含みます。

団体生命保険

三大疾病保険

総合医療保険

親介護保険

所得補償保険

年金保険

積立保険

Nコンシェルジュ

★ 未来を描こう! ★

必要な保障を自由に組み合わせることができます!

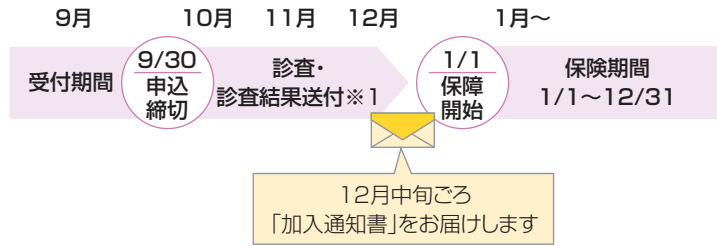
お手続き			
新規加入	増額	減額	脱退
毎月	毎月	年1回 8月~9月のみ (退職時を除く)	年1回 8月~9月のみ
毎月	毎月	年1回 8月~9月のみ	年1回 8月~9月のみ
毎月	毎月	年1回 8月~9月のみ	年1回 8月~9月のみ
毎月	毎月	毎月	毎月
毎月	毎月	毎月	毎月
毎月	年1回 8月~9月のみ	年1回 8月~9月のみ	随時
毎月	年1回 8月~9月のみ	年1回 8月~9月のみ	随時

〈お申込みスケジュール〉

●一斉募集

専用webサイト受付期間	保障開始日
令和5年8月1日~9月30日 (次年度更新手続き期間)	令和6年 1月1日

(例) 専用webサイトにて一斉募集時(8月~9月)にお申込みした場合のスケジュール

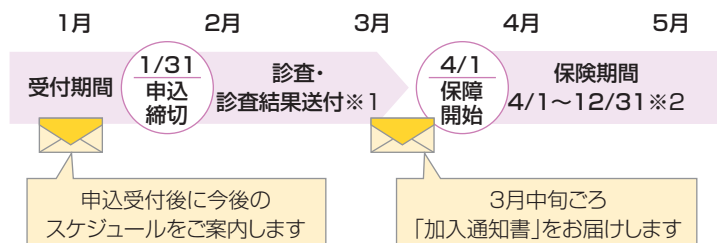


●新規加入・増額(年金保険・積立保険は除きます。)のお申込みは毎月受付しています。

毎月末日を申込締切とし、GLC団体保険コンタクトセンターが「申込書兼告知書」を受付た日から3カ月後の月の1日から保障開始となります。

GLC団体保険コンタクトセンター 「申込書兼告知書」到着日	保障開始日
令和5年10月1日~11月30日	令和6年 2月1日
令和5年12月1日~12月31日	令和6年 3月1日
令和6年 1月1日~ 1月31日	令和6年 4月1日
令和6年 2月1日~ 2月29日	令和6年 5月1日
令和6年 3月1日~ 3月31日	令和6年 6月1日
令和6年 4月1日~ 4月30日	令和6年 7月1日
令和6年 5月1日~ 5月31日	令和6年 8月1日
令和6年 6月1日~ 6月30日	令和6年 9月1日
令和6年 7月1日~ 7月31日	令和6年10月1日
令和6年 8月1日~ 8月31日	令和6年11月1日

(例) 「申込書兼告知書」が1月に到着した場合のスケジュール



*保険料の控除日は、申込手続き後にご案内します。

※1 診査の結果、加入・増額いただけない方へは文書にてご連絡します。
 ※2 以降は毎年1月1日を更新日とし、保険期間1年で更新となります。更新のご案内は毎年8月に送付します。

上記の年齢は効力発生日現在の年齢です。

B

B会員

社会保険加入の時間給社員の方等(GLC会員費:800円)

C

C会員

短時間勤務の時間給社員の方等(GLC会員費:300円)

団体生命保険

三大疾病保険

総合医療保険

親介護保険

所得補償保険

年金保険

積立保険

N「コンシェルジュ

みらいスタイルには、「万一」の場合に備えた保障制度がそろっています!!

もくじ

団体生命保険

7ページ～10ページ

取扱内容	35ページ～39ページ
ご契約の概要について【契約概要】	59ページ～60ページ
特に注意いただきたい事項について【注意喚起情報】	61ページ～62ページ
【ご加入の生命保険をご活用いただくために】	78ページ
正しく告知いただくために	79ページ～80ページ

三大疾病保険

11ページ～14ページ

取扱内容	40ページ～47ページ
ご契約の概要について【契約概要】	63ページ～64ページ
特に注意いただきたい事項について【注意喚起情報】	65ページ～66ページ
正しく告知いただくために	67ページ～68ページ

総合医療保険

15ページ～18ページ

取扱内容	48ページ～51ページ
ご契約の概要について【契約概要】	69ページ～70ページ
特に注意いただきたい事項について【注意喚起情報】	71ページ～72ページ
ご加入のみなさまへ	73ページ～77ページ
【ご加入の生命保険をご活用いただくために】	78ページ
正しく告知いただくために	79ページ～80ページ

親介護保険

19ページ～20ページ

重要事項のご説明	81ページ～84ページ
お支払いする保険金のご説明	85ページ
健康状態告知についてのご案内	87ページ～88ページ

所得補償保険

21ページ～24ページ

重要事項のご説明	89ページ～92ページ
お支払いする保険金のご説明	93ページ～94ページ
健康状態告知についてのご案内	95ページ～96ページ

年金保険

積立保険

25ページ～32ページ

取扱内容	52ページ～57ページ
ご契約の概要について【契約概要】	97ページ～98ページ
特に注意いただきたい事項について【注意喚起情報】	99ページ～100ページ

N-コンシェルジュ(加入者特典)

33ページ～34ページ

【対象商品】	
団体生命保険・三大疾病保険・総合医療保険・所得補償保険	

ご相談窓口等

裏表紙

『企保ネット(加入者ダイレクト)』

以下の照会がご自身のパソコンから直接確認できます！

団体生命保険

三大疾病保険

総合医療保険

… 加入内容照会

年金保険

積立保険

… 各種情報のご照会 (加入内容照会、積立金残高照会等)

… 給付金請求のお手続き (一部請求、年金・一時金請求のお手続き)

① 以下URLにアクセス

日本生命公式HP

<https://www.nissay.co.jp/hojin/keiyaku/kihonet/login/>

「日本生命公式HP」(<https://www.nissay.co.jp/>)⇒「法人のお客様」⇒「(「企業保険・企業年金にご加入のお客様」直下) 総合福祉団体定期保険、(新) 団体定期保険、3 大疾病保障保険 (団体型) …」



ご自宅のパソコン (Microsoft Edge・Google Chrome) からご利用になれます。
スマートフォンからもご利用になれます。(右記のコードからアクセスいただけます。)

② 企業保険インターネットサービス (企保ネット) 『加入者様専用ログイン』へ



加入者ダイレクト

「加入者ダイレクト」をお申込いただいた団体の加入者様向けサービスです。団体の事務担当者様から案内されるログインID・パスワードをご使用ください。

※ 当ページ下部の「ご利用環境について」をご確認のうえ、ログインしてください。推奨ブラウザ以外ではログインできない場合がございます。

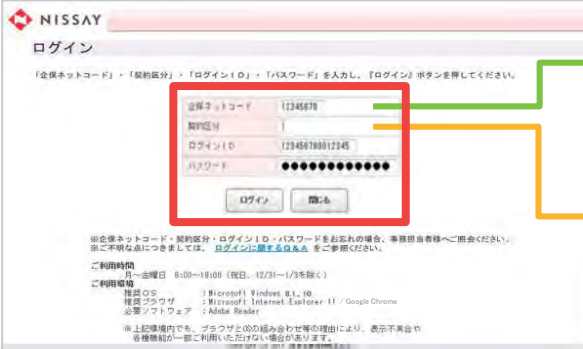
※ ご利用にあたっての不明点は、団体の事務担当者様へお問合せください。

詳しくはこちら >

『加入者様専用ログイン』をクリック

③ 必要項目を入力し、ログイン

※ 必要項目は全て半角英数字で入力してください。



企保ネットコード : 00054520

契約区分 : 1
(抛型企業年金保険、団体定期保険、3 大疾病保障保険 (団体型)、総合医療保険 (団体型))

● ログインIDは **事業所コード (5桁) + 被保険者番号 (10桁)** です

※ 団体 (事業所) コードが5桁未満の方は、前0を入力し5桁に、被保険者番号が10桁未満の方は、前0を入力し10桁にしてください。(例: 事業所コードが5001、被保険者番号が123456の場合 → 050010000123456)

事業所コード : 会社ごとの5桁のコードが設定されています。G-netログイン画面にてご確認ください。出向している方は、出向元の事業所コードとなります。

被保険者番号 : 会員番号の前に0を入力し10桁にしてください。
※ 会員番号は、G-netのログインIDです。

● 初期パスワードは **bs + 西暦生年月日 (8桁)** です。(例: 1980.1.10生まれの場合 → bs19800110)

● 初回ログイン後、「パスワード変更」を行っていただきます。

【『企保ネット (加入者ダイレクト)』のご利用時間】月～金曜日 8:00～18:00 (祝日、12/31～1/3を除く)

<お問合せ先> G L C 団体保険コンタクトセンター
0 1 2 0 - 9 9 0 - 1 1 2 dhcc@aeonglc.jp
受付時間 : 月～金曜日 9:00～17:00 (祝日、12/31～1/3を除く)

日本生命保険相互会社
WS2023-106 (2023.4.11)

団体生命保険

三大疾病保険

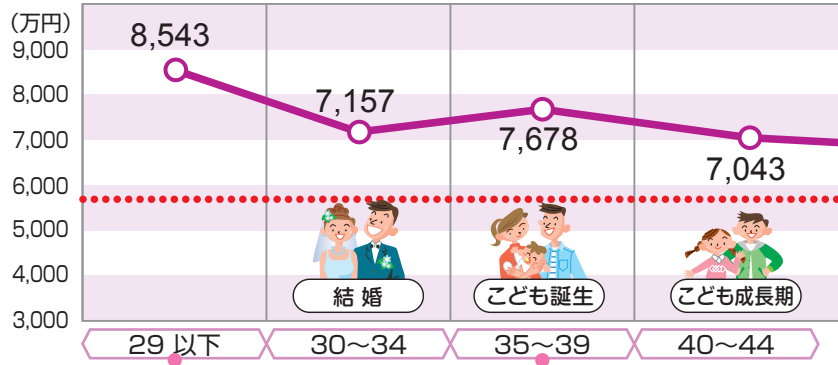
総合医療保険

年金保険

積立保険

ライフイベントに合わせた おすすめプラン!!

万一の場合の家族の必要生活資金総額(世帯主年齢別)



25歳の方(独身)

本人:25歳



最低限の死亡・高度障がい保障と医療保障の確保をおすすめします。

35歳の方(配偶者・子ども1人あり)

本人:35歳 男性
配偶者:32歳 女性
子ども:3歳



結婚やお子さまの誕生にあわせて、保障の確保・保障の上乗せをおすすめします。

備える保険

特別 A B C 会員

団体生命保険
団体定期保険

●死亡・所定の高度障がい状態に備える

死亡保険金額(高度障がい保険金額)

本人	100万円
(月払保険料(概算))	男性 182円 女性 169円

死亡保険金額(高度障がい保険金額)

本人	3,000万円
(月払保険料(概算))	5,460円
配偶者	1,000万円
(月払保険料(概算))	1,690円
子ども(1人)	100万円
(月払保険料(確定))	70円

特別 A B C 会員

三大疾病保険
3大疾病保障保険(団体型)

●3大疾病・死亡に備える

死亡保険金額・3大疾病保険金額/上皮内新生物診断保険金額

本人	100万円	10万円
(月払保険料(概算))	男性 235円 女性 233円	

死亡保険金額・3大疾病保険金額/上皮内新生物診断保険金額

本人	300万円	30万円
(月払保険料(概算))	1,062円	
配偶者	200万円	20万円
(月払保険料(概算))	624円	

特別 A B C 会員

総合医療保険
総合医療保険(団体型)

●ケガ・病気等に備える

入院給付金

本人	日額 5,000円
(月払保険料(概算))	男性 1,310円 女性 1,710円

入院給付金

本人	日額 5,000円
(月払保険料(概算))	1,435円
配偶者	日額 5,000円
(月払保険料(概算))	1,905円
子ども(1人)	日額 3,000円
(月払保険料(概算))	507円

特別 A B B 会員

親介護保険
親介護一時金支払特約

●親の介護に備える

親介護一時金

父親 54歳	200万円
母親 54歳	200万円
(月払保険料(概算))	父親 40円 母親 40円

親介護一時金

父親 64歳	200万円
母親 64歳	200万円
(月払保険料(概算))	父親 210円 母親 210円

特別 A B B 会員

所得補償保険
団体長期障害所得補償保険

●長期療養に備える
※特別会員・A会員の場合

支払基礎所得額(月額保険金額)

本人	月額 15万円(3口)
(月払保険料(概算))	男性 360円 女性 300円

支払基礎所得額(月額保険金額)

本人	月額 30万円(6口)
(月払保険料(概算))	男性 1,098円

特別 A 会員

年金保険
拠出型企業年金保険

●老後に備える

口数

本人	月払 5口
(月払保険料)	10,000円

口数

本人	月払 5口
(月払保険料)	10,000円

特別 A 会員

積立保険
拠出型企業年金保険
ニッセイみらいのかたち(入院総合保険)
(定期保険特約付)一時払退職後終身保険

●学費・住宅・老後資金に備える

口数

本人	月払 15口
(月払保険料)	30,000円

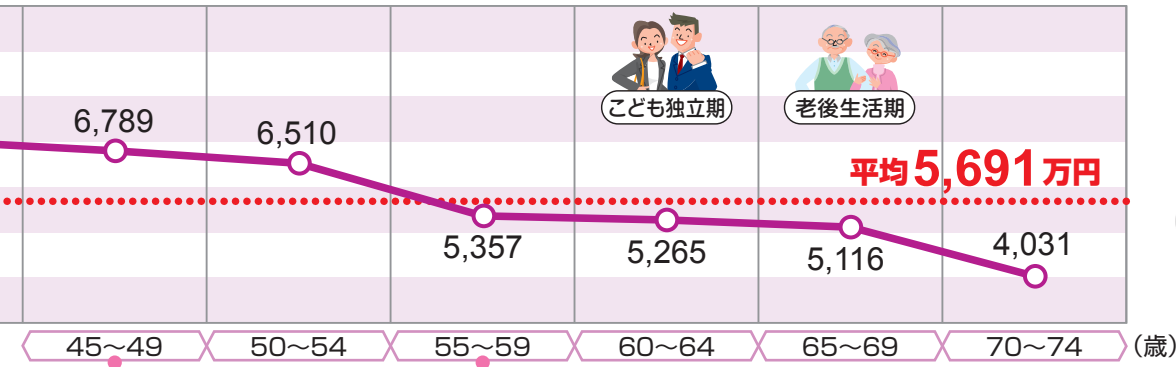
口数

本人	月払 10口
(月払保険料)	20,000円

<「団体生命保険」と「総合医療保険」について>

年齢は、保険年齢で記載しております。「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。(例:19歳7カ月の被保険者の方の保険年齢は20歳となります。)
保険料は概算保険料です。正規保険料は申込締切後に算出し、更新日(今回は令和6年1月1日)から適用します。また、年齢・性別によって異なります。

〈アンケートによる希望値〉



※「世帯主に万一のことがあった場合に、残された家族のために必要と考える生活資金・年数はどのくらいか」という質問に対する回答(年間必要額×必要年数)の平均値です。

(公財)生命保険文化センター「2021(令和3)年度 生命保険に関する全国実態調査」

45歳の方(配偶者・子ども2人あり)

本人:45歳 男性
配偶者:42歳 女性
子ども:12歳・10歳



お子さまの成長など、保障の充実が必要な世代。当制度のフル活用をおすすめします。

55歳の方(配偶者あり)

本人:55歳 男性
配偶者:52歳 女性



お子さまは独立。ご自身の保障を確保し、ゆとりある老後生活を送りましょう。

死亡保険金額(高度障がい保険金額)

本人	4,000万円
(月払保険料(概算))	8,320円
配偶者	1,000万円
(月払保険料(概算))	1,930円
子ども(2人)	1人あたり 100万円
(月払保険料(確定))	140円

死亡保険金額(高度障がい保険金額)

本人	500万円
(月払保険料(概算))	1,372円
配偶者	300万円
(月払保険料(概算))	708円

7ページ～

死亡保険金額・3大疾病保険金額/上皮内新生物診断保険金額

本人	300万円	30万円
(月払保険料(概算))		2,103円
配偶者	200万円	20万円
(月払保険料(概算))		1,280円

死亡保険金額・3大疾病保険金額/上皮内新生物診断保険金額

本人	500万円	50万円
(月払保険料(概算))		8,180円
配偶者	200万円	20万円
(月払保険料(概算))		2,068円

11ページ～

入院給付金

本人	日額 5,000円
(月払保険料(概算))	1,870円
配偶者	日額 5,000円
(月払保険料(概算))	1,630円
子ども(2人)	1人あたり 日額 3,000円
(月払保険料(概算))	1,014円

入院給付金

本人	日額 5,000円
(月払保険料(概算))	3,460円
配偶者	日額 5,000円
(月払保険料(概算))	2,345円

15ページ～

親介護一時金

父親 74歳	200万円
母親 74歳	200万円
(月払保険料(概算))	父親 1,120円
	母親 1,120円

親介護一時金

父親 84歳	200万円
母親 84歳	200万円
(月払保険料(概算))	父親 6,310円
	母親 6,310円

19ページ～

支払基礎所得額(月額保険金額)

本人	月額 40万円(8口)
(月払保険料(概算))	男性 3,856円

支払基礎所得額(月額保険金額)

本人	月額 40万円(8口)
(月払保険料(概算))	男性 5,960円

21ページ～

□ 数

本人	月払 5口
(月払保険料)	10,000円

25ページ～

□ 数

本人	月払 5口
(月払保険料)	10,000円

27ページ～

〈「三大疾病保険」について〉

年齢は、満年齢で記載しております。「満年齢」は、更新日時点での被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は切捨てます。保険料は概算保険料です。正規保険料は申込締切後に算出し、効力発生日(今回は令和6年1月1日)から適用します。また、年齢・性別によって異なります。

団体生命保険

三大疾病保険

総合医療保険

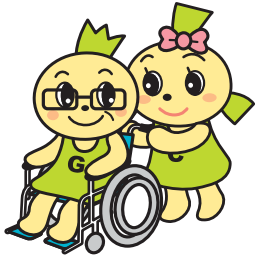
親介護保険

所得補償保険

年金保険

積立保険

Nコンシェルジュ



親介護保険

親介護一時金支払特約

被保険者本人(会員)またはその配偶者の親が要介護状態※となり、その要介護状態が、要介護状態となった日を含めて、フランチャイズ期間(免責期間)を超えて継続した場合に、保険金をお支払いします。

※公的介護保険制度の「要介護2以上」の認定を受けた状態(公的介護保険制度の給付対象外となる場合は特約に定める基準による状態)をいいます。

※「要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約(介護一時金支払特約用)」をセットしています。

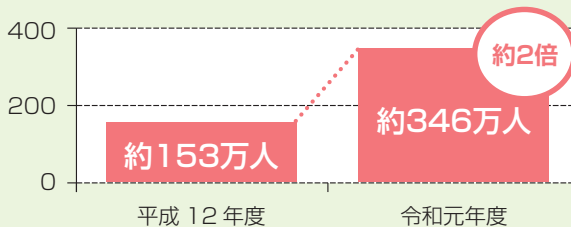
新規加入のおすすめ

「親の介護」について、考えたことはありますか？ 親の介護は突然やってきます。ご自身とご両親の安心のために…是非ご確認ください。

- ◆ 本人と配偶者の親が加入できます。
- ◆ 告知は本人が親に健康状態を確認し、代理して告知していただきます。
- ◆ 100万円～500万円までプランは5つから選択できます。

親の介護は突然やってくる

● 要介護2以上の認定者数



出典：令和元年度 厚生労働省「介護保険事業状況報告(年報)」

Q 「要介護2」の身体状態の目安は？

A 軽度の介護を必要とする状態をいいます。

(例) 食事や排泄に何らかの介助を必要とすることがある。立ち上がりや片足での立位保持、歩行などに何らかの支えが必要。ものわずれや直前の行動の理解の一部に低下が見られる。等

出典：生命保険文化センター ホームページ「要介護度別の身体状態のめやす」

介護の初期段階でかかる自己負担額は…

- 介護の初期段階にまとまった資金が必要となります。



介護初期段階にかかる
自己負担額は
平均74万円

【初期段階で必要となる費用例】

- ・ 住宅改修費※
- ・ 福祉用具の購入費※
- ・ 介護者の交通費、宿泊費(遠方の場合) など

※公的介護保険制度により自己負担額は1割から3割

<出典：公益財団法人生命保険文化センター令和3年度「生命保険に関する全国実態調査」より>

上記以外に個別の事情によりその他の費用が必要となります。

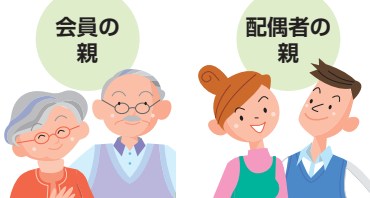
(注) 公的介護保険の高額介護サービス費制度が適用されるケースについては、自己負担の上限額が適用されることがあります。

特徴



● 親が所定の要介護状態になった場合に一時金をお支払いします。

本人の親と配偶者の親が加入できます。※1



お申込みは簡単
本人が親に健康状態を確認し代理して告知を行います。※2



要介護2以上から※3



- ※1 保険金の受取りは特約被保険者（親）となります。
- ※2 被保険者本人（ご加入する会員）が特約被保険者（親）を代理して告知を行います。
- ※3 「要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約（介護一時金支払特約用）」をセットしています。

保険料はいくらかかるの？・・・両親2人で

月払保険料
1,050円

ご加入例 C 300万円プランに父、母が加入した場合

・被保険者の父親69歳、被保険者の母親64歳

※ご両親がご加入される場合、父親・母親それぞれの年齢別保険料を加算します。（プランは同一となります）

【保険料】	① 父親69歳 親介護保険料	740円
	② 母親64歳 親介護保険料	310円
	<合計月払保険料>	1,050円

月払保険料

セット名	親介護保険					
	A	B	C	D	E	
親介護一時金額 【免責期間（フランチャイズ期間）：30日】	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	
特約被保険者の満年齢 令和6年1月1日時点の	50～54歳	20円	40円	60円	80円	100円
	55～59歳	50円	90円	140円	180円	230円
	60～64歳	100円	210円	310円	420円	520円
	65～69歳	250円	490円	740円	990円	1,230円
	70～74歳	560円	1,120円	1,680円	2,230円	2,790円
	75～79歳	1,240円	2,490円	3,730円	4,970円	6,220円
	80～84歳	3,150円	6,310円	9,460円	12,610円	15,760円
85～89歳	6,500円	12,990円	19,490円	25,980円	32,480円	

- フランチャイズ期間（免責期間）30日
- 保険料は、特約被保険者（親）の年齢ごとに算出されます。
- 上記は、特約被保険者（親）お一人あたりの保険料です。2名以上加入の場合、それぞれの保険料の合計となります。
- 特約被保険者（親）ごとに異なるセットを選択することはできません。同一セット（同一保険金額）でのご加入となります。
- 「要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約（介護一時金支払特約用）」をセットしています。
- 上記保険料は団体割引30%、経験損害率による割引35%を適用しています。なお募集後の加入実績により保険料が変更となる場合があります。
- 保険料表にない年齢の方の保険料につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
- 親介護保険について、引受保険会社が保険金をお支払いした場合は、継続時に必ず補償内容の見直しが必要となりますので、ご注意ください。

加入資格（特約被保険者）

- 被保険者本人および配偶者の親のうち、特約被保険者として加入時に指定した方。申込書兼告知書につき4名まで記入可能です。特約被保険者の令和6年1月1日時点の満年齢40歳～89歳まで加入できます。
- 加入申込時に特約被保険者（親）を指定していただきます。保険期間中の変更はできません。

健康状態告知について

被保険者本人（会員）が特約被保険者（親）に健康状態を確認し、代理して告知を行いますので、別居の場合でも手続きが簡便です。医師の診査や特約被保険者（親）本人の署名は不要です。

- 健康状態告知書質問事項の回答内容や申込書兼告知書記載事項（年齢）等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただきますので、あらかじめご了承ください。

この保険はイオングッドライフクラブを保険契約者とし、イオングッドライフクラブ特別会員、A会員、B会員を加入者とする団体長期障害所得補償保険の団体契約です。なお、このパンフレットは団体長期障害所得補償保険の親介護一時金支払特約の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。団体長期障害所得補償保険の「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」、保険証券は保険契約者（イオングッドライフクラブ）に交付されます。



所得補償保険

団体長期障害所得補償保険

収入を補償する保険「所得補償保険」です。

ケガや病気により長期間仕事ができなくなったとき、収入を補償します。

①ケガや病気で働けなくなり、その状態が免責期間^{*1}を超えて継続した場合、毎月加入口数に応じた一定額を保険金として受取ることができます。ただし、免責期間^{*1}中は保険金が支払われません。

その間は有給休暇等を消化したり傷病手当金の給付を受けていただくこととなります。

②その後は所定の働けない状態が継続する限り、退職しても一定期間補償を受けることができます。

新規加入のおすすめ

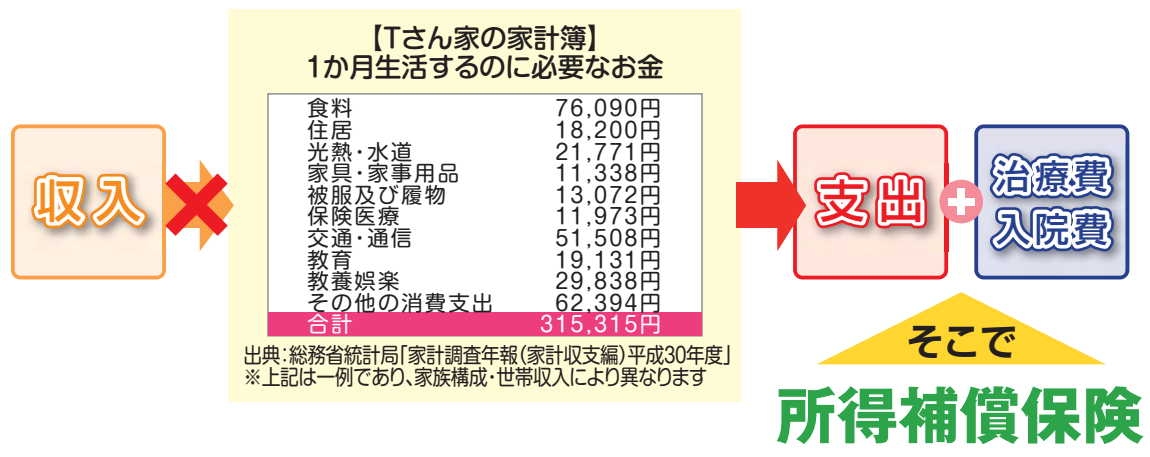
1か月生活するために最低限いくら収入が必要かをご検討のうえ、ご自身とご家族のために、ご加入をおすすめいたします。

- ◆ 医療技術の進歩等により、「生きるリスク」が拡大しています！
- ◆ 世帯主の方、独身の方、長期間所得がない中、生活を続けていくことは可能ですか？
- ◆ 特に住宅ローンをお持ちの方、小さいお子さまがいる方ご検討ください！

働けなくなった時の備え

ケガや病気で働けなくなったとき

私たちは1か月生活するのに、いったいどれくらいの収入が必要でしょうか。



傷病により収入がなくなっても、生活に必要な毎月の支出はほとんど変わりありません。所得補償保険を是非ご検討ください。

加入資格

令和6年1月1日時点 満59歳以下の **特別会員** **A 会員** **B 会員** (勤続年数問わず) の方。

特別会員・A会員の主な補償内容

補償額	てん補期間 ^{※2}	免責期間 ^{※1}
・ 1口 5 万円 最高 10 口(50万円)まで	・ 年齢が49歳以下の場合、一律 10 年間 ・ 年齢が50～54歳の場合、 60 歳に達した日まで ・ 年齢が55～59歳の場合、一律 4 年間 ・ 精神障害による就業障害のてん補期間は上記期間と同様	365 日

詳しい
内容は
P23

B会員の主な補償内容

補償額	てん補期間 ^{※2}	免責期間 ^{※1}
・ 1口 3 万円 最高 5 口(15万円)まで	・ 年齢が54歳以下の場合、一律 5 年間 ・ 年齢が55～59歳の場合、一律 4 年間 ・ 精神障害による就業障害のてん補期間は全ての年齢で 一律最長 2 年間	180 日

詳しい
内容は
P24

※1 「免責期間」とは、保険金受取りの対象外となる期間をいいます。

※2 「てん補期間」とは、免責期間が終了した日の翌日から始まる保険金を受取れる最長期間をいいます。

特徴

所得補償保険(団体長期障害所得補償保険)のポイント



● 長期療養時の補償

ケガや病気により、免責期間^{※1}を超えても仕事ができない状態が続いている場合に補償します。

● 一部復職後も補償

職場に復帰しているけれども完全には仕事ができないなど、一部復職していても収入が20%超減少している場合にはその減少割合に応じて継続して補償します。

● 保険金は非課税

お受取りになる保険金は所得税および住民税の対象となりません。また、お支払いいただく保険料のうち所定の金額が介護医療保険料として生命保険料控除制度の対象となります。

● 業務中・業務外、国内外を問わず補償

ケガや病気の発生が、業務中・業務外、国内外かを問わず、補償します。また、入院だけでなく自宅療養やリハビリテーション中でも、保険金のお支払条件を満たす場合は補償の対象となります。

● 天災危険補償

地震・噴火これらによる津波を原因とした身体障害も補償の対象となります。

● 精神障害や妊娠に伴う障害も補償

うつ病等の精神障害や妊娠・出産等を原因とする身体障害により、免責期間^{※1}を超えても仕事ができない状態が続いている場合に補償します。

● イオングッドライフクラブ会員専用の保険です。

団体保険としての割引が適用された保険料です。
団体割引30% (被保険者数が10,000名以上) 適用
経験損害率による割引35%

なお、募集後の加入実績(加入率、被保険者数、保険金額)等により保険料が変更になることがあります。

個人では加入できず、
イオングッドライフクラブの
会員だから加入できる
制度です!

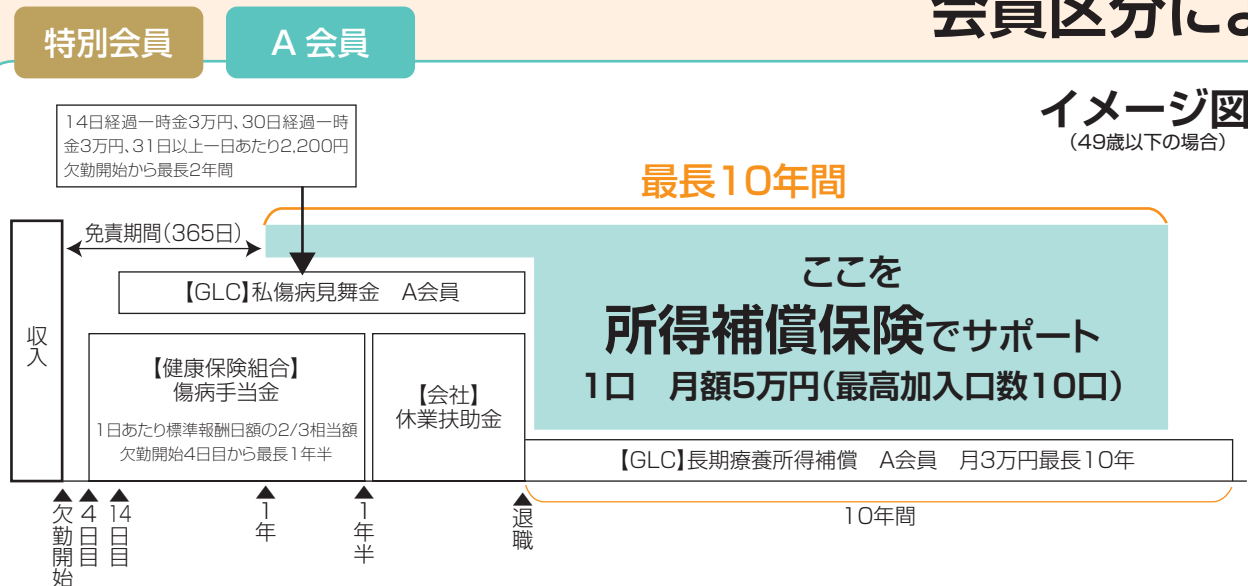
ご加入後、収入に変動があった場合

- ご加入後、口数変更など、**加入内容を見直す必要があります**。また会員資格が変わった場合でも、加入タイプは自動的に変わらないため、お手続きが必要になります。その際毎月の保険料が変更になる場合や、健康状態告知が必要となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

健康状態告知書質問事項の回答内容や申込書兼告知書記載事項(年齢・他保険加入状況等)等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

主な補償内容・補償額と保険料

会員区分により



口数選択にあたって…

●月々いくらあったら、生活していけるか? ご検討のうえ、加入口数を決定してください。

例) 傷病により収入がなくなっても、生活に必要な毎月の支出はほとんど変わりません。

【月々の収入×12か月+ボーナスの収入=600万円の場合】

=600万円×85%÷12= **42.5万円** … 最高「8口」まで加入可能です。加入口数は年収×85%以内で決定してください。

では、最低これくらいは必要? 600万円×50%÷12= **25万円** … 「5口」



■1口(月額5万円)あたりの月払保険料 (精神障害補償特約、天災危険補償特約、妊娠に伴う身体障害補償特約(女性のみ)セット)

特別 A 会員	年齢	男性		女性		てん補期間
		加入タイプ	加入タイプ			
15歳～24歳	H11.1.2～H21.1.1生	111円	A1	72円	A4	10年満了
25歳～29歳	H6.1.2～H11.1.1生	120円	A1	100円	A4	10年満了
30歳～34歳	S64.1.2～H6.1.1生	139円	A1	140円	A4	10年満了
35歳～39歳	S59.1.2～S64.1.1生	183円	A1	217円	A4	10年満了
40歳～44歳	S54.1.2～S59.1.1生	293円	A1	367円	A4	10年満了
45歳～49歳	S49.1.2～S54.1.1生	482円	A1	611円	A4	10年満了
50歳～54歳	S44.1.2～S49.1.1生	592円	A2	700円	A5	60歳満了
55歳～59歳	S39.1.2～S44.1.1生	745円	A3	788円	A6	4年満了

*「口数×5万円×12」が年収の85%以内になるように設定してください。加入口数の上限は10口です。

*記載の年齢は保険始期日(令和6年1月1日)時点の満年齢です。

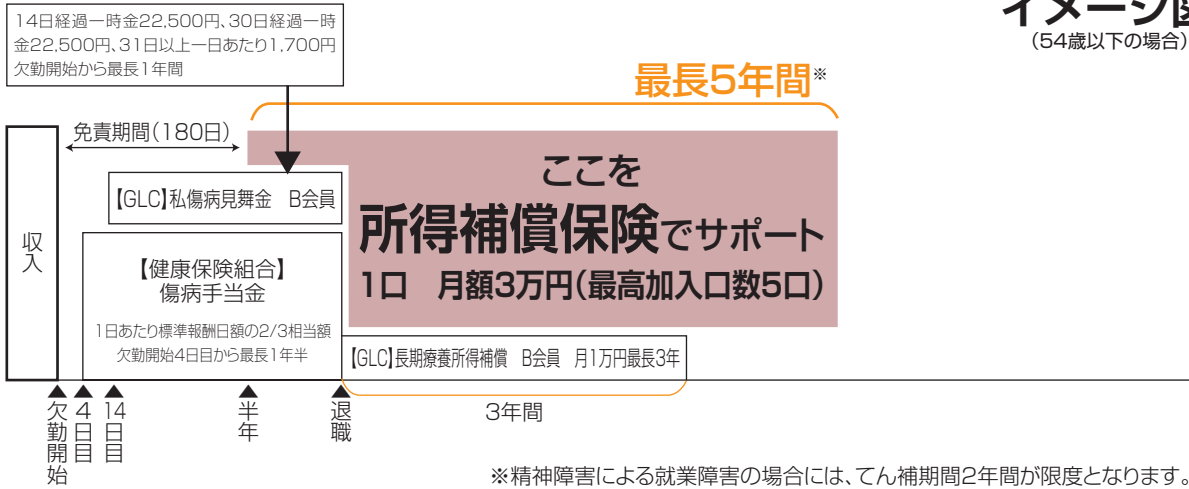
※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金のご説明」をご確認ください。

※この保険はイオングッドライフクラブを保険契約者とし、イオングッドライフクラブの特別会員、A会員、B会員を加入者とする団体長期障害所得補償保険の団体契約です。団体長期障害所得補償保険の「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」、保険証券は保険契約者(イオングッドライフクラブ)に交付されます。

※保険料のお支払いはグループ各社が定める所定の日となります。加入者には個別に連絡します。

補償内容が変わります

B 会員
(勤続年数問わず)
イメージ図
(54歳以下の場合)



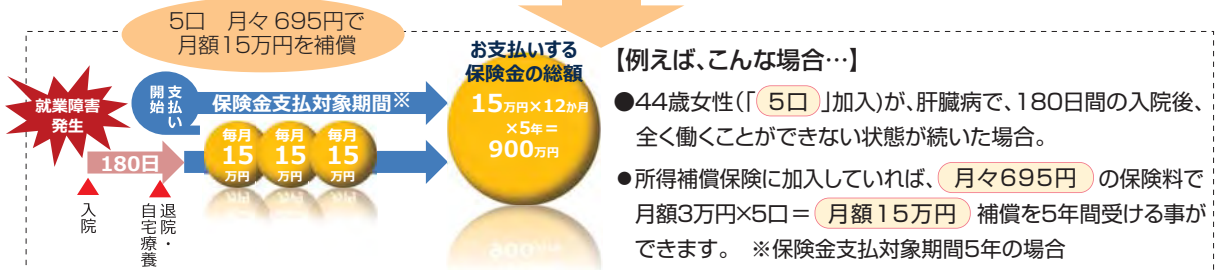
口数選択にあたって…

●月々いくらあったら、生活していけるか? ご検討のうえ、加入口数を決定してください。

例) 傷病により収入がなくなっても、生活に必要な毎月の支出はほとんど変わりません。

【月々の収入×12か月+ボーナスの収入=250万円の場合】

=250万円×85%÷12= **17.7万円** … 最高「5口」まで加入可能です。加入口数は年収×85%以内で決定してください。



■1口(月額3万円)あたりの月払保険料 (精神障害補償特約、天災危険補償特約、妊娠に伴う身体障害補償特約(女性のみ)セット)

B B 会員	年 齢	男 性		女 性		てん補期間	
			加入タイプ		加入タイプ		
	15歳～24歳	H11.1.2～H21.1.1生	48円	B1	35円	B3	5年満了
	25歳～29歳	H6.1.2～H11.1.1生	49円	B1	50円	B3	5年満了
	30歳～34歳	S64.1.2～H6.1.1生	56円	B1	65円	B3	5年満了
	35歳～39歳	S59.1.2～S64.1.1生	71円	B1	94円	B3	5年満了
	40歳～44歳	S54.1.2～S59.1.1生	111円	B1	139円	B3	5年満了
	45歳～49歳	S49.1.2～S54.1.1生	181円	B1	223円	B3	5年満了
	50歳～54歳	S44.1.2～S49.1.1生	319円	B1	374円	B3	5年満了
	55歳～59歳	S39.1.2～S44.1.1生	462円	B2	488円	B4	4年満了

※「口数×3万円×12」が年収の85%以内になるように設定してください。加入口数の上限は5口です。

※記載の年齢は保険始期日(令和6年1月1日)時点の満年齢です。

※このパンフレットは概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

※他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として申込票兼告知書に記入していただきます。正しく記入しただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。

(2023年6月承認)A23-XXXXXX

重要事項のご説明

契約概要のご説明(団体長期障害所得補償保険 親介護一時金支払特約)

2023年10月

- ご加入に際して保険商品の内容をご理解いただくための事項をこの「契約概要のご説明」に記載しています。加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いいたします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細はパンフレット、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）（注）、保険証券および協定事項明細書（協定書）（以下「協定書」といいます）などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
（注）ご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券および協定書は保険契約者に交付されます。
- 申込人と被保険者（補償の対象となる方）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

1 商品の仕組み

- (1) 商品の仕組み
団体長期障害所得補償保険の親介護一時金支払特約は、この特約の被保険者（以下、「特約被保険者」といいます）が要介護状態となった場合に保険金をお支払いする特約です。
- (2) 特約被保険者の範囲
特約被保険者は、主契約の被保険者本人またはその配偶者の親に限ります。また、加入できる特約被保険者の年齢が決まっています。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

2 基本となる補償および保険金額の設定等

- (1) 保険金をお支払いする場合
主なものを記載しています。詳細はパンフレット等の該当箇所、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合
介護一時金	特約被保険者である親が要介護状態となり、その要介護状態が要介護状態開始日からその日を含めて保険証券記載のフランチャイズ期間を超えて継続した場合に保険金をお支払いします。

※保険金支払対象外となる事由の影響などによって、要介護状態の程度が大きくなった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いしません。

- (2) 保険金をお支払いできない主な場合
主なものを記載しています。詳細はパンフレット等の該当箇所、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いできない主な場合
介護一時金	①保険期間開始時（注1）より前に要介護状態の原因となる事由が発生していた場合（注2）は保険金をお支払いできません。 ②次のいずれかによって発生した要介護状態に対しては保険金をお支払いできません。 ・保険契約者、特約被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ・特約被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ・治療を目的として医師が使用した場合以外における特約被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用 ・むちうち症、腰痛等で医学的他覚所見のないもの（注3） ・自動車等の無資格運転中、酒気帯び運転中の事故 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ③特約被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金受取人が治療をさせなかったことにより、要介護状態となった場合や要介護状態が要介護状態開始日からその日を含めてフランチャイズ期間を超えて継続した場合など

- (注1) 継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間開始時となります。
- (注2) 被保険者が要介護状態の原因となる事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日から保険契約の継続する期間を遡及して365日以前である場合は、その要介護状態の原因となった事由は、保険期間の開始時以降に発生したものととして保険金お支払いの対象となります。
- (注3) 特約被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

- (3) セットできる主な特約とその概要
ご希望によりセットできる主な特約の詳細については、パンフレット等の該当箇所、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。
- (4) 保険期間
お客様の保険期間については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
- (5) 保険金額の設定
保険金額の設定については、引受の限度額にご注意ください。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。また、お客様の保険金額については、パンフレットでご確認ください。

3 保険料の決定の仕組みと払込方法等

- (1) 保険料の決定の仕組み
保険料は、保険金額、特約被保険者の年齢、フランチャイズ期間等によって決まります。お客様の保険料については、パンフレットでご確認ください。
- (2) 保険料の払込方法
お客様の保険料の払込方法等については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。なお、解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還する場合があります。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

- ご加入に際して申込人・被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報のご説明」に記載しています。加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いいたします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細はパンフレット、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）（注）、保険証券および協定事項明細書（協定書）（以下「協定書」といいます）などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
 （注）ご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券および協定書は保険契約者に交付されます。
- 申込人と被保険者（補償の対象となる方）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

1 告知義務（ご加入時にお申出いただく事項）

- （1）申込人、被保険者または特約被保険者になる方には、ご加入時に危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めた項目（申込書兼告知書上の「※」印の項目（告知事項））について、事実を正確に告知する義務（告知義務）があります。
- （2）故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合、ご契約を解除することや保険金をお支払いできないことがありますので、今一度、告知内容をご確認ください。

告知事項	①特約被保険者の生年月日、年令 ②特約被保険者の健康状態告知（注1）（注2）（注3）（注4）
------	---

- （注1）健康状態告知は、質問事項をよくお読みになったうえ、回答を「回答欄」に正しくご記入ください。その際、必ず被保険者本人が回答内容について事実と相違ないことを確認のうえ、ご署名ください。また、回答内容により、契約をお引受けできない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- （注2）健康状態告知の回答にあたっては、被保険者本人が必ず特約被保険者の方に質問事項と「健康状態告知についてのご案内」に記載された事項をすべて説明し、特約被保険者に確認した回答内容をそのままご記入ください。
 ※被保険者本人が、親介護一時金支払特約の特約被保険者を代理してご回答ください。
- （注3）継続契約については、補償内容が拡大しない契約内容で継続する場合は告知事項とはなりません。
- （注4）保険契約者または特約被保険者の故意または重大な過失により、回答がなかった場合や回答内容が事実と異なっている場合には、保険期間の開始時（*）から1年以内であれば、ご契約を解除することがあります。また、保険期間の開始時（*）から1年を経過していても、回答がなかった事実または回答内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が、保険期間の開始時（*）から1年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。
 （*）継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。

2 クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等）

この保険は、ご契約のお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）はできません。ご契約内容をお確かめのうえ、お申込みください。

3 現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約

- （1）現在のご契約について解約、減額などをする場合の不利益事項
 多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込み保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- （2）新たな契約（団体長期障害所得補償保険の親介護一時金支払特約）の申込みをする場合のご注意事項
 - ①特約被保険者の健康状態などにより、新たな契約をお引受けできない場合があります。
 - ②新たな契約の保険期間の開始日より前に要介護状態の原因となった事由が発生していた場合、保険金をお支払いできないことがあります。
 - ③新たな契約の始期日における特約被保険者の年令により計算した保険料（注）を適用し、新たな契約の普通保険約款・特約を適用します。そのため、新たな契約の商品内容が、現在のご契約と異なることがあります。
 （注）保険料の改定により、同じ年令でも保険料が異なることがあります。

4 補償の開始・終了時期

- （1）補償の開始：始期日の午後4時（保険申込書に異なる時刻が記載されている場合はその時刻）に始まります。
- （2）補償の終了：満期日の午後4時に終わります。

5 保険金をお支払いできない主な場合

「契約概要のご説明」[2](#)基本となる補償および保険金額の設定等（2）保険金をお支払いできない主な場合をご確認ください。

6 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までお申し出ください。

- （1）解約の条件によって、解約日から満期日までの期間等に応じて、解約返れい金を返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- （2）始期日から解約日までの期間等に応じて払い込むべき保険料の払込状況により、追加の保険料を請求する場合があります。追加で請求したにも関わらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

7 被保険者からの解約

特約被保険者が保険契約者以外である場合において、次の①から⑥のいずれかに該当するときは、その特約被保険者は保険契約者に対しこの保険契約の解約を求めることができます。この場合、保険契約者は、引受保険会社に対する通知をもって、その保険契約を解約しなければなりません。

※解約する範囲はその被保険者にかかる部分に限ります。

- ①この保険契約の特約被保険者となることについての同意をしていなかった場合（*）
- ②以下に該当する行為のいずれかがあった場合
 - ・保険契約者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として要介護状態を発生させ、または発生させようとした場合
 - ・保険金を受け取るべき方が、その保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- ⑤保険契約者または保険金を受け取るべき方が、上記②から④までの場合と同程度に特約被保険者のこれらの方に対する信頼を損ない、そ

の保険契約の存続を困難とする重大な事から発生させた場合

- ⑥ 保険契約者と特約被保険者との間の親族関係の終了などにより、その保険契約の特約被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

(*) その特約被保険者は、引受保険会社に対する通知をもって、保険契約を解約することができます。その際は本人であることを証明する書類を提出してください。

8 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

9 個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社（海外にあるものを含む）が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。

詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険（株）のホームページ（<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>）をご覧ください。

＜その他ご注意ください＞

■ ご契約内容および事故報告内容の確認について

事故について保険金のお支払いが迅速かつ確実に行われるよう同一事故にかかるご契約の状況や保険金請求の状況等について、損害保険会社等間で確認をさせていただく場合がありますのであらかじめご了承ください。

■ 無効・取消し・失効について

- （1） 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合、この保険契約は無効となり、既に払い込んだ保険料は返還できません。
- （2） 保険契約者、被保険者、特約被保険者または保険金受取人の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなる場合があります。この場合、既に払い込んだ保険料は返還できません。
- （3） 次のいずれかの場合は、この保険契約は失効となります。この場合、普通保険約款・特約に定める規定により保険料を返還または請求します。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
 - ① 被保険者または特約被保険者が死亡した場合
 - ② 特約被保険者が、保険期間中に要介護状態となり、その要介護状態が保険証券に記載のフランチイズ期間を超えて継続した場合

■ 重大事由による解除

次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません。

- （1） 保険契約者、被保険者、保険金受取人が、保険金を支払わせることを目的として身体障害等が発生させた場合
- （2） 保険契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- （3） 被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合
- （4） 複数の保険契約に加入することで特約被保険者の保険金額の合計額が著しく過大となる時 など

■ 税法上の取扱い（2023年5月現在）

保険料負担者が個人の場合、払い込んだ保険料のうち、ご契約内容により所定の金額について、税法上の生命保険料控除の対象となります。

※上記「税法上の取扱い」は、今後の税制改正により変更となる場合がありますので、ご注意ください。

■ 事故が起こった場合

1 事故が起こった場合

事故が起こった場合には、30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。また、他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。

2 保険金の支払請求時に必要となる書類等

特約被保険者または保険金受取人は、＜別表「保険金請求書類」＞のうち引受保険会社が求める書類を提出する必要があります。なお、必要に応じて＜別表「保険金請求書類」＞以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

3 保険金のお支払時期

引受保険会社は特約被保険者または保険金受取人より保険金請求書類の提出受領後その日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる事項の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、引受保険会社は普通保険約款・特約に定める期日までには保険金をお支払いしません。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

4 保険金の代理請求

特約被保険者に保険金を請求できない次のような事情がある場合に、下記【特約被保険者の代理人となりうる方】が特約被保険者の代理人として保険金を請求することができる制度（「代理請求制度」といいます）があります（特約被保険者に法定代理人がいる場合や第三者に保険金の請求を委任している場合は、この制度は利用できません）。

● 保険金等のご請求を行う意思表示が困難であると引受保険会社が認めた場合

● 引受保険会社が認める傷病名等の告知を受けていない場合 など

【特約被保険者の代理人となりうる方】

① 特約被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）

② 上記①の方がいない場合や、上記①の方が保険金を請求できない事情がある場合には、特約被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ 上記①および②の方がいない場合や、上記①および②の方が保険金を請求できない事情がある場合には、上記①以外の配偶者（注）または上記②以外の3親等内の親族

（注）法律上の配偶者に限ります。

万一、特約被保険者が保険金を請求できない場合に備えて、上記に該当する方々にご契約の存在や代理請求制度の概要等をお知らせくださるようお願いいたします。特約被保険者の代理人からの保険金の請求に対して引受保険会社が保険金をお支払いした後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、引受保険会社は保険金をお支払いできません。

5 保険金請求権の時効

保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

＜別表「保険金請求書類」＞	
(1)	保険金請求書（個人情報に関する同意を含みます）
(2)	引受保険会社の定める傷害（疾病・損害など）状況報告書 ※事故日時、発生場所、原因等を申告する書類をいいます。また、事故状況を確認するためにこの報告書の他、(4)に掲げる書類も必要な場合があります。
(3)	保険金の請求権をもつことの確認書類 書類の例 ・印鑑証明書、資格証明書 ・戸籍謄本 ・委任状 ・未成年者用念書 など
(4)	介護一時金を請求する場合に必要なとなる書類
①	保険事故の発生を示す書類 書類の例 ・要介護状態の内容を証明する医師の診断書および診療報酬明細書または公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類 など (注) 公的介護保険制度を定める法令の規定による被保険者証、公的介護保険制度の要介護認定等の申請に要した書類の写しおよび特約被保険者が受領した公的介護保険制度の要介護認定等に関する通知書その他要介護状態区分を証明する書類をいいます。
②	その他の書類 書類の例 ・他の保険契約等がある場合はその内容がわかるもの ・調査同意書（引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な同意書） など

＜ご加入いただく内容に関する確認事項(ご意向の確認)＞

この保険商品およびご契約プランは、引受保険会社で把握したお客さま情報およびご意向に基づき提案させていただいております。申込書兼告知書にご記入の内容が、最終的にお客さまのご意向に沿った内容であるか再度ご確認ください。ご了解のうえご加入ください。また、払い込む保険料が正しいものとなるよう保険料算出に関わる事項などについてもご確認ください。その結果、修正すべき点があった場合は、加入内容を訂正させていただきます。なお、ご不明な点などございましたら保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

●今回お申込みのご契約についてご確認をお願いします。

1. 特約被保険者に関する「生年月日」「年令」「続柄」について、すべて正しい内容となっていることをご確認ください。
2. 下記項目について、お客さまのご意向どおりとなっていることをご確認ください。

- ①補償の内容（お支払いする保険金、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない場合など）
- ②保険金額
- ③被保険者の範囲（注）

(注) 被保険者本人またはその配偶者の親のうち、申込書兼告知書で指定された方が特約被保険者となります。

※保険期間、保険料に関する事項および契約者配当金制度の有無については「契約概要のご説明」に記載のとおりを設定であることをご確認ください。

●現在ご加入のご契約（満期を迎えるご契約）にご不明な点がある場合には、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお申し出ください。

お問い合わせ窓口

保険商品・契約内容に関するお問い合わせ

【取扱代理店】	イオン保険サービス株式会社
【電話番号】	0120-105-381 【受付時間】9:00~17:00 ※土日・祝日・年末年始を除く ※おかけ間違いにご注意ください。

引受保険会社の連絡・相談・苦情窓口

引受保険会社へのご相談・苦情がある場合	事故が起こった場合
<p>0120-101-060(無料)</p> <p>●受付時間 平日9:00~17:00 ●土・日・祝日および年末年始は休業させていただきます。 ●ご加入の団体名(イオングッドライフクラブ)をお知らせください。「加入者証」等をお持ちの場合、お手元にご用意ください。 ●一部のご用件は営業店等からのご対応となります。</p>	<p>遅滞なくご契約の取扱代理店または下記にご連絡ください。</p> <p>あいおいニッセイ同和損保 あんしんサポートセンター 0120-985-024(無料)</p> <p>●受付時間 24時間365日 ●おかけ間違いにご注意ください。 ●IP電話からは0276-90-8852(有料)におかけください。</p>

指定紛争解決機関

引受保険会社との間で問題を解決できない場合

引受保険会社は、保険業法に基づき金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)】 **0570-022-808**

- 受付時間[平日9:15~17:00(土・日・祝日および年末年始を除きます)]
- 電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は利用できません。
- 携帯電話からも利用できます。
- 電話リレーサービス、IP電話からは03-4332-5241におかけください。

- おかけ間違いにご注意ください。
- 詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)

＜引受保険会社＞

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

お支払いする保険金のご説明【団体長期障害所得補償保険(親介護一時金支払特約セット)】

親介護一時金支払特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご参照ください。※ご契約のしおり(普通保険約款・特約)は保険契約者に交付されます。

【親介護保険の特約被保険者の主な補償内容についての注意事項】

※ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、ご継続時の親介護一時金支払特約の特約被保険者の年齢が89才まで、保険契約の満了する日と同一内容で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は、継続日現在の保険料率および特約被保険者の年齢によって計算されます。
また、保険期間中に会員区分(特別会員・A会員・B会員)の異動が生じた場合、保険契約の満期までは、加入時の補償内容が継続されます。保険期間の途中で補償内容の変更を希望される場合には、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。
※健康状態告知書質問事項の回答内容や申込書兼告知書記載事項(年齢)等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
(ご注意)保険金請求事項が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。

■親介護一時金支払特約の補償内容

1. 被保険者が要介護状態となった場合に保険金をお支払いします。

※要介護状態とは、被保険者が次のいずれかに該当する状態をいいます。

①公的介護保険制度の第1号被保険者(*1)である場合	公的介護保険制度に基づく要介護状態区分が「3」以上(*3)の状態
②公的介護保険制度の第2号被保険者(*2)である場合	公的介護保険制度に基づく要介護状態区分が「3」以上(*3)の状態。ただし、介護が必要な状態となった原因が、公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病(*4)に該当しない場合は、寝たきりにより介護が必要な状態または認知症により介護が必要な状態とします。
③公的介護保険制度の被保険者でない場合	寝たきりにより介護が必要な状態または認知症により介護が必要な状態

(*1)介護保険法第9条第1号に規定する65才以上の方をいいます。

(*2)介護保険法第9条第2号に規定する40才以上65才未満の方をいいます。

(*3)「要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約(介護一時金支払特約用)」をセットした場合は、要介護状態区分「2」以上となります。

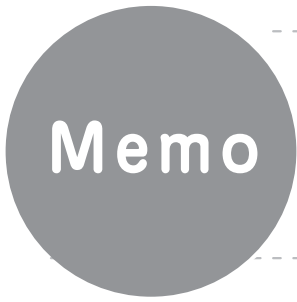
(*4)介護保険法第7条第3項第2号に定める特定疾病をいい、2023年1月現在では、次の病気をいいます。

がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至つたと判断したもの)、関節リウマチ、筋萎縮性側索硬化症、後縦靭帯骨化症、骨折を伴う骨粗鬆症、初老期における認知症(脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能およびその他の認知機能が低下した状態をいいます)、進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病、脊髄小脳変性症、脊柱管狭窄症、早老症、多系統萎縮症、糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症、脳血管疾患、閉塞性動脈硬化症、慢性閉塞性肺疾患、両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

2. 親介護一時金支払特約の被保険者は、その特約の被保険者として保険証券に記載された方となります。

(注)保険金支払対象外となる事由の影響などによって、要介護状態の程度が大きくなった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
介護一時金	<p>被保険者が要介護状態となり、その要介護状態が要介護状態開始日からその日を含めて保険証券に記載されたフランチャイズ期間を超えて継続した場合</p> <p>※ 要介護状態開始日とは、次のいずれか早い日をいいます。</p> <p>①被保険者が要介護状態であることを医師が診断した日</p> <p>②被保険者に対し、公的介護保険制度の要介護認定等(要介護状態区分「3」以上(*))の効力が生じた日</p> <p>(*)「要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約(介護一時金支払特約用)」をセットした場合は、要介護状態区分「2」以上となります。</p>	<p>介護一時金額(*)の全額</p> <p>(*)保険証券等に「親介護一時金」として記載されている金額をいいます。</p> <p>※ 介護一時金をお支払いした場合、その被保険者についてこの特約は失効します。</p>	<p>(1) 保険期間の開始時(継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時)より前に要介護状態の原因となる事由が発生していた場合は、保険金をお支払いできません。※1</p> <p>(2) 次のいずれかによって発生した要介護状態に対しては保険金をお支払いできません。</p> <p>① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失</p> <p>② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為</p> <p>③ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変、暴動※2</p> <p>④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑤ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故</p> <p>⑥ 上記⑤以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>⑦ むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないもの※3</p> <p>⑧ 治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用</p> <p>⑨ 治療を目的として医師が薬物を使用した場合以外における被保険者のアルコール依存、薬物依存または薬物乱用</p> <p>⑩ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故</p> <p>ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間</p> <p>イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間</p> <p>(3) 被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金受取人が治療をさせなかったことにより、要介護状態となった場合や要介護状態が保険証券に記載されたフランチャイズ期間を超えて継続した場合は、保険金をお支払いできません。</p> <p>など</p> <p>※1 被保険者が要介護状態の原因となる事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日から保険契約の継続する期間を遡及して365日以前である場合は、その要介護状態の原因となった事由は、保険期間の開始時に発生したものとして保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※2 テロ行為によって発生した要介護状態に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※3 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。</p>



Memo

A series of horizontal dashed lines for writing.

告知の内容が正しくないと、ご契約が解除され保険金をお支払いできない場合があります。以下の説明をすべてご確認・ご理解のうえ正しい告知をお願いします。なお、被保険者ご本人とは、申込書兼告知書の申込人(被保険者)氏名欄に記載された方をいいます。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

団体長期障害所得補償保険
親介護一時金支払特約

※本紙はお客さまご自身で確認するための帳票です。ご提出の必要はありません。
※『申込書兼告知書の写し』と『健康状態告知についてのご案内』(本紙)、『重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明』はお客さまの控えとなりますので、大切に保管してください。



お客様チェック欄 1 告知の重要性

健康状態告知は公平な保険契約の引受判断のための重要な事項ですから、**必ず被保険者ご本人が、「事実を」「ありのまま」「もれなく」お答えください。**

健康状態告知の回答にあたっては、必ず特約被保険者となる方に健康状態に関する質問事項と「健康状態告知についてのご案内」に記載された事項をすべて説明し、回答内容をそのまま記入ください。

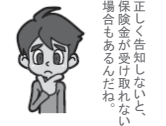
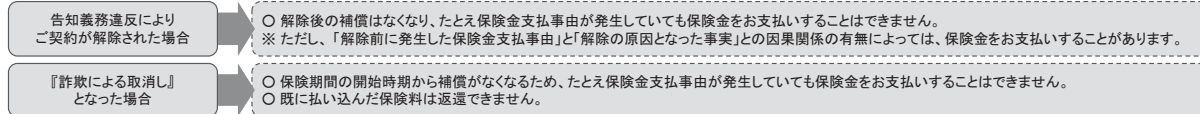
※親介護一時金支払特約の特約被保険者となる方に、被保険者ご本人が代理して回答する旨を了解いただき、被保険者ご本人が特約被保険者の健康状態を回答してください。



お客様チェック欄 2 正しく告知しなかった場合の取扱い

告知する事項は「**申込書兼告知書**」の書き方の裏面に記載しています。もし、故意または重大な過失によって、これらについて事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合、告知を受領した保険契約の**保険期間の開始時(補償の開始時)(注)から1年以内であれば、引受保険会社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。**

保険期間の開始時から1年を経過していても、告知のなかった事実、または告知の内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が保険期間の開始時から1年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。また、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、保険期間の開始時からの経過期間に関係なく保険契約を『詐欺による取消し』とすることがあります。(注)継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。



お客様チェック欄 3 書面によるご回答のお願い

質問事項へのご回答は、保険会社の引受判断上、重要な事項のため、取扱代理店への口頭によるご回答ではなく、**書面にてご回答くださるようお願いいたします。**

※健康状態告知書質問事項回答欄は申込書兼告知書の一部となっています。取扱代理店は保険契約の告知受領権を有していますが、取扱代理店に口頭でご回答されても告知をしたことになりませんのでご注意ください。



お客様チェック欄 4 傷病歴等を告知した場合の取扱い

引受保険会社では、ご加入者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態すなわち保険金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っています。**告知内容によってはご加入をお断りすることがあります。**

● 傷病歴等を告知した場合の取扱い(加入条件について、告知の内容から、以下のいずれかとさせていただきます)

- 1 お引き受けします。
- 2 お引き受けできませんのでご了承ください。



お客様チェック欄 5 告知内容を確認させていただく場合があります。

お申込み後または保険金請求の際、告知内容について確認させていただく場合があります。



お客様チェック欄 6 お客さまによるご契約内容の確認について

ご加入後、加入内容について記載した「加入者証」または「申込書兼告知書の写し」で**告知内容に誤りがないかのご確認**をお願いします。

※万一、告知内容が事実と異なる場合には、ただちに取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。



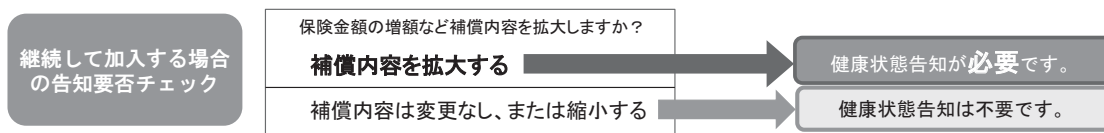
お客様チェック欄 7 健康状態の告知が必要な方

健康状態告知書質問事項回答欄に回答いただく必要のある方は、以下のいずれかに該当する方です。

- 今回新たに加入する方
- 継続して加入する際に、補償項目の追加などの変更(注)をする方

(注)健康状態に関する告知の対象となる補償項目について、新たな補償を追加する場合、保険金額を増額する場合、フランチャイズ期間を短縮する場合などが該当します。

※前契約からすべての条件を変更することなく継続して加入する方は、新たに告知する必要はありません。



お客様チェック欄 8 その他ご注意いただきたい事項

正しく告知をした場合でも、保険期間の開始日より前に要介護状態の原因となった事由が生じた場合は、引受保険会社は保険金をお支払いできません。

そのほかにも、「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」には、ご加入に際して特に確認いただきたいことを記載しています。お申込みの前に必ずお読みください。

親介護一時金専用 健康状態告知書質問事項、健康状態告知書質問事項回答欄記入要領および解説

団体長期障害所得補償保険の親介護一時金支払特約に今回新たに加入する方、および継続して加入する場合で保険金額の増額など補償内容を拡大する契約条件の変更を伴う方は、申込書兼告知書の親介護一時金専用健康状態告知書質問事項回答欄(以下「親介護一時金専用告知書回答欄」といいます)に下記の質問事項に対する回答および告知日をご記入のうえ、ご署名ください。

- 継続して加入する場合で、補償内容を拡大する契約条件の変更がない方は、親介護一時金専用告知書回答欄へのご記入は不要です。
- 親介護一時金支払特約の特約被保険者となる方に、被保険者ご本人が代理して回答する旨を了解いただき、被保険者ご本人が特約被保険者の健康状態を回答してください。
- (注)被保険者ご本人とは、申込書兼告知書の申込人(被保険者)氏名欄に記載された方をいいます。
- 質問に該当する場合は「はい」、該当しない場合は「いいえ」に○印をしてください。

質問事項

<質問> 健康状態に関するご質問

親介護一時金支払特約の加入を希望する方はご回答ください。
※病名・症状名が不明な方や検査等の結果待ちの方は、病名・症状名が判明するまではお引き受けできません。

- 以下の①～⑥いずれかに該当する項目はありますか。
- ①今まで「がん」(悪性新生物をいい、上皮内がん・肉腫・白血病・悪性リンパ腫・骨髄腫などの悪性腫瘍を含みます)にかかったことがある。または、現在医師から「がん」の検査を受けるように指示されている。
- ②今までに医師から「糖尿病」「高血糖症」「耐糖能異常」と診断されたことがある。または、現在医師からこれらの検査を受けるように指示されている。
- ③現在、日常生活上の行為を行う際に、他人の介護や付き添い(一部介助・見守り・支えを含みます)を受けている。
※日常生活上の行為とは、食事・歩行・寝返り・立ち上がり・入浴・排泄・衣類着脱・金銭の管理をいいます。
- ④今までに、公的介護保険制度の要介護・要支援認定を受けたこと、または要介護・要支援の認定申請をしたことがある。
- ⑤現在、医療機関に入院中、介護施設に入居中、もしくは療養のため就床中である。または医師より入院・手術をすすめられている。
- ⑥過去5年以内に、下記の「病名・症状一覧表」に掲載されている病名・症状により、医師の診察・検査・治療(医師の指示による服薬を含みます)を受けたことがある。

はい
お引き受けできません。
ご了承ください。

いいえ
親介護一時金専用告知書回答欄の「質問」欄は「いいえ」に○印をしてください。

【質問事項の解説】

- ①について、悪性・良性の区別がつかない場合は、検査結果が出た後にお申込みください。
- ②の「医師」には歯科医師を含み、柔道整復師・指圧師・鍼灸師は含みません(以下の質問も同様です)。
- ③の「他人の介護や付き添いを受けている」とは、日常生活上の行為を行うにあたり、何らかのかたちで他人の力を借りている状態をいいます。
- ④の「要介護・要支援の認定申請をしたことがある」とは、過去に要介護・要支援認定の申請を行ったが、非該当となった場合も含みます。
- ⑤の「就床中」とは、食事、排泄、入浴等の日常生活を営むうえで最低限の行為を行う以外は、終日床について寝ているような状態をいいます。告知日現在において入院しなくても、医師より入院・手術をすすめられている場合も該当します。
- ⑥「要検査」または「要精密検査」の指示を受けており、現在病名が確定していない場合には、検査を受検し、正式な病名(診断名)が確定した後にお申込みください。

病名・症状一覧表	病名	病名・症状
A群	脳・循環器系の疾病	●脳卒中(脳出血、くも膜下出血、脳こうそく、脳血栓、脳塞栓、一過性脳虚血発作(TIA)など) ●脳腫瘍 ●動脈硬化症 ●動脈狭窄症 ●動脈瘤 ●心筋こうそく ●心臓弁膜症 ●狭心症 ●心筋症 ●心不全
B群	呼吸器系の疾病	●肺がん ●咽頭がん ●結核 ●肺炎腫 ●間質性肺炎 ●肺線維症 ●気管支ぜん息
C群	消化器系の疾病	●胃・腸のがん ●食道がん ●かいよう性大腸炎 ●クローン病
D群	肝臓系の疾病	●肝臓のがん ●肝硬変 ●慢性肝炎 ●B型肝炎 ●C型肝炎
E群	胆のう・すい臓系の疾病	●胆のう・すい臓のがん ●すい炎
F群	腎臓・泌尿器系の疾病	●腎臓・膀胱・前立腺のがん ●慢性腎不全 ●慢性腎炎 ●ネフローゼ ●のう胞腎 ●尿毒症
H群	婦人科系の疾病	●子宮がん ●卵巣がん
I群	骨・筋肉の疾病	●リウマチ(関節リウマチ、リウマチ熱、リウマチ性心疾患) ●脊椎カリエス ●後縦靭帯骨化症 ●筋ジストロフィー症 ●重症筋無力症
K群	その他の疾病	●精神障害(うつ病などの精神病や神経症、アルコール・薬物依存症を含みます) ●知的障害・発達障害(注1) ●膠原(こうげん)病 ●血友病 ●カリエス ●厚生労働省指定の難病(ただし、メニエール病を除きます)(注2)

(注1) 具体的には、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によります。
(注2) 厚生労働省指定の難病には、パーキンソン病関連疾患、全身性エリテマトーデス、全身性強皮症、皮膚筋炎・多発性筋炎、特異性小血球減少性紫斑病、網膜色素変性症、脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)、サルコイドーシス、ペーチェット病、原発性胆汁性肝硬変などが含まれます(平成29年3月現在)。最新の内容は「難病情報センター」ホームページ(<http://www.nanbyou.or.jp/>)をご確認ください。

【病名・症状一覧表の解説】

- 「脳卒中」について:心臓内の血管の障害で急激に発症する病気の総称です。脳出血(血管が破れること)や脳こうそく(血管が詰まること)は脳卒中の一種です。
- 「精神障害」について:精神障害には、「うつ病」「躁病」「統合失調症」などの精神病、「パニック障害」「適応障害」などの神経症のほか、「非器質性睡眠障害」「心因反応」などが含まれます。

・質問事項に対するご回答の記載がない場合やご回答の内容が事実と異なる場合は、ご契約が解除され保険金が支払われないことがあります。
・ご回答の内容によっては、保険契約をお引き受けできない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
・ご回答の内容にかかわらず、加入初年度契約の保険期間の開始時より前に原因が発生した要介護状態については、保険金をお支払いできません(ご加入後365日を経過した場合は保険金をお支払いできることがあります)。

特約被保険者の氏名をカナで記入してください。

被保険者ご本人が記入してください。

回答を記入した被保険者ご本人が署名してください。

親介護一時金 時金支払特約	特約被保険者の氏名		続柄	※生年月日	親介護一時金専用 ※質問	健康状態告知書質問事項回答欄 確認方法	※告知日	申込内容 (現在ご記入内容を印字しております。変更される場合は、二重線で抹消のうえ、記入ください)
	(カタカナ)	(カタカナ)	①父 ②母	①大正 ②昭和 ③平成 ④令和 ##年##月##日	①はい ②いいえ	①対面 ②電話 ③FAX・郵送 ④メール等の通信手段		
	〇〇 △△		①父	##年##月##日	①はい	①対面 ②電話 ③FAX・郵送 ④メール等の通信手段	〇令和 ##年##月##日	<div style="font-size: 2em; font-weight: bold;">A 1</div> タイプ <input type="checkbox"/>
	〇〇 □□		①父	##年##月##日	①はい	①対面 ②電話 ③FAX・郵送 ④メール等の通信手段	<告知者ご署名>	
	□□ ○○		①父	##年##月##日	①はい	①対面 ②電話 ③FAX・郵送 ④メール等の通信手段	〇〇 △△	
	(カタカナ)		①父	##年##月##日	①はい	①対面 ②電話 ③FAX・郵送 ④メール等の通信手段		

今回新たに加入される方、継続加入される場合で補償内容を拡大するご契約条件の変更(保険金額の増額、免責期間の短縮等)を伴う方は、別紙「親介護一時金専用 健康状態告知書質問事項、健康状態告知書質問事項回答欄記入要領および解説」をお読みください。
必ず基本セットの被保険者ご本人が特約被保険者の健康状態を確認し、回答と告知日をご記入のうえ、フルネームでご署名ください。
※印の項目は、ご契約に際して引渡保険会社から送付する特に重要な事項(告知事項)です。事実と相違する場合はご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分にご確認のうえご回答(ご記入)ください。

被保険者ご本人から見た特約被保険者との関係に○をしてください。

健康状態について、特約被保険者へのご説明と回答受領にあたり実際に取られた確認方法を1つ選び○をしてください。

セットを記入してください。特約被保険者(親)ごとに異なる「セット」を選択する事はできません。口数は「1」を記入してください。

重要事項のご説明

契約概要のご説明(団体長期障害所得補償保険)

2023年10月

- ご加入に際して保険商品の内容をご理解いただくための事項をこの「契約概要のご説明」に記載しています。加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いいたします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細はパンフレット、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)(注)、保険証券および協定事項明細書(協定書)(以下「協定書」といいます)などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
(注)ご契約のしおり(普通保険約款・特約)、保険証券および協定書は保険契約者に交付されます。
- 申込人と被保険者(補償の対象となる方)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。この書面における主な用語について説明します。

危険	身体障害の発生の可能性をいいます。
協定書	保険契約締結の際、引受保険会社と保険契約者の間で協議のうえ保険契約の内容を定める書類をいいます。
最高保険金支払月額	1被保険者について、1か月あたりの保険金支払の最高限度となる協定書に記載された金額をいいます。
支払基礎所得額	保険金の算出の基礎となる協定書に記載された所得の額をいいます。
就業障害	身体障害を被り、就業に支障が発生している特約または協定書に記載された状態をいいます。なお、死亡した後は就業障害とはいいません。
所得	業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は所得に含まれません。
身体障害	傷害(「ケガ」といいます)または疾病(「病気」といいます)をいいます。また、ケガにはケガの原因となった事故を含みます。
てん補期間	引受保険会社が保険金をお支払いする限度とする期間で免責期間終了日の翌日からその日を含めて協定書に記載された期間をいいます。
免責期間	保険金をお支払いできない協定書に記載された就業障害が継続する期間をいいます。
平均月間所得額	就業障害が開始した日の属する月の直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。ただし、就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により計算します。
約定給付率	保険金の算出の基礎となる協定書に記載された率をいいます。

1 商品の仕組み

(1) 商品の仕組み

団体長期障害所得補償保険は、身体障害による就業障害時の損失を補償する保険です。

※基本となる補償部分を解約し、補償が終了した場合等は、その契約にセットされた特約の補償も終了します。

(2) 被保険者の範囲

基本となる補償部分の被保険者は、会社員の方など、働いて収入(所得)を得ている方で、事前に保険契約者と協定した範囲の方のうち、始期日時点における年齢が満15才から満59才までの方となります。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

2 基本となる補償、支払基礎所得額および保険金額の設定等

(1) 保険金をお支払いする場合

主なものを記載しています。詳細はパンフレット等の該当箇所、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)および協定書をご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合
基本となる補償の保険金	<p>身体障害を被り、その直接の結果として保険期間中に就業障害が開始した場合に、てん補期間中の就業障害である期間1か月について、支払基礎所得額を基に協定書に記載の方法により算出した額を保険金としてお支払いします。ただし、てん補期間中の就業障害である期間1か月について、被保険者1名につき最高保険金支払月額を限度とします。</p> <p>※てん補期間中における就業障害である期間が1か月に満たない場合または1か月未満の日数がある場合、その日数については1か月を30日とした日割計算により保険金の額を決定します。</p>

※保険金支払対象外の身体障害の影響などにより、保険金を支払うべき身体障害の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

(2) 保険金をお支払いできない主な場合

主なものを記載しています。詳細はパンフレット等の該当箇所、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)および協定書をご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いできない主な場合
基本となる補償の保険金	<p>① 保険期間開始時(注1)より前に就業障害の原因となった身体障害を被っていた場合(注2)は保険金をお支払いできません。ただし、協定書に別の定めがある場合を除きます。</p> <p>② 次のいずれかによって被った身体障害による就業障害に対しては保険金をお支払いできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ・ 闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ・ 治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用 ・ むちうち症、腰痛等で医学的他覚所見のないもの(注3) ・ 自動車等の無資格運転中、酒気帯び運転中のケガ ・ 発熱等の他覚的症候のない感染 <p>③ 健康状態告知の回答内容等により補償対象外となっている病気等(加入者証等に記載されます)による就業障害は保険金をお支払いできません。</p>

(注1) 継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間開始時となります。

(注2) この取扱いは、「ご契約時に正しく告知をして契約した場合」または「ご契約時に自覚症状がない身体障害であってもそれが保険期間開始時(注1)よりも前に被ったものである場合」にも適用されますのでご注意ください。

(注3) 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

(3) セットできる主な特約とその概要

ご希望によりセットできる主な特約の詳細については、パンフレット等の該当箇所、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)および協定書をご確認ください。

(4) 保険期間

お客様の保険期間については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

(5) 支払基礎所得額および保険金額の設定

支払基礎所得額および保険金額の設定については、以下の点にご注意ください。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。また、お客様の支払基礎所得額および保険金額については、パンフレットをご確認ください。

支払基礎所得額は、被保険者の加入する公的保険制度(健康保険法等の法律に基づく保険制度をいいます)による給付内容を勘案し、次のとおり設定してください。なお、支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が平均月間所得額を超える場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

定額型の場合	<p>所得の平均月間額に対して次の範囲内となるよう設定してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康保険、共済保険の加入者(給与所得者など) : 85%
--------	---

3 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料は、支払基礎所得額、保険金額、年齢、性別、免責期間、てん補期間等によって決まります。お客さまの保険料については、パンフレットをご確認ください。

(2) 保険料の払込方法

お客さまの保険料の払込方法等については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。なお、解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還する場合があります。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

重要事項のご説明

注意喚起情報のご説明(団体長期障害所得補償保険)

2023年10月

- ご加入に際して申込人・被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報のご説明」に記載しています。加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いいたします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細はパンフレット、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)(注)、保険証券および協定事項明細書(協定書)(以下「協定書」といいます)などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
(注)ご契約のしおり(普通保険約款・特約)、保険証券および協定書は保険契約者に交付されます。
- 申込人と被保険者(補償の対象となる方)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。この書面における主な用語は「契約概要のご説明」に記載していますのでご確認ください。

1 告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

- (1) 申込人または被保険者になる方には、ご加入時に危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めた項目(申込書兼告知書上の「※」印の項目(告知事項))について、事実を正確に告知する義務(告知義務)があります。
- (2) 故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合、ご契約を解除することや保険金をお支払いできないことがあります(次の③に該当した場合は、ご契約を解除することがあります)ので、今一度、告知内容をご確認ください。

告知事項	①被保険者の生年月日、年齢、性別 ②被保険者の健康状態告知(注1)(注2)(注3) ③同じ被保険者について身体障害による就業障害に対して保険金が支払われる他の保険契約等(注4)の有無
------	---

(注1) 健康状態告知は、質問事項をよくお読みになったうえ、回答を「回答欄」に正しくご記入ください。その際、必ず被保険者ご自身が回答内容について事実と相違ないことを確認のうえ、ご署名ください。また、回答内容により、契約をお引受けできない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(注2) 継続契約については、補償内容が拡大しない契約内容で継続する場合は告知事項とはなりません。

(注3) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により、回答がなかった場合や回答内容が事実と異なっている場合には、保険期間の開始時(*)から1年以内であれば、ご契約を解除することがあります。また、保険期間の開始時(*)から1年を経過していても、回答がなかった事実または回答内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が、保険期間の開始時(*)から1年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。

(*) 継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。

(注4) 所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等をいい、いずれも団体契約、生命保険、共済契約を含みます。

2 クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等について)

この保険は、ご契約のお申込みの撤回または解除(クーリングオフ)はできません。ご契約内容をお確かめのうえ、お申込みください。

3 複数のご契約があるお客さまへ

被保険者またはそのご家族が加入されている他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、加入の可否を判断のうえ、ご加入ください。

※1 複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

※2 補償が重複する可能性のある主な補償は、別紙「お支払いする保険金のご説明」をご確認ください。

4 現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約

(1) 現在のご契約について解約・減額などをする場合の不利事項

多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込み保険料の合計額よりも少ない金額となります。

(2) 新たな契約(団体長期障害所得補償保険)の申込みをする場合のご注意事項

- ①被保険者の健康状態などにより、新たな契約をお引受けできない場合があります。
- ②新たな契約の保険期間の開始日より前に就業障害の原因となった身体障害を被っていた場合、保険金をお支払いできないことがあります。
- ③新たな契約の始期日における被保険者の年齢により計算した保険料(注)を適用し、新たな契約の普通保険約款・特約を適用します。そのため、新たな契約の商品内容が、現在のご契約と異なることがあります。
(注) 保険料の改定により、同じ年齢でも保険料が異なることがあります。

5 通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)

ご加入後、次の事項が発生した場合には、ご契約内容の変更等が必要となります。遅滞なく取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

- ①ご契約時に支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額を保険契約締結直前12か月における被保険者の所得の平均月間額より高く設定していたことが判明した場合
- ②ご契約後に被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合

6 補償の開始・終了時期

- (1) 補償の開始: 始期日の午後4時(保険申込書に異なる時刻が記載されている場合はその時刻)に始まります。
- (2) 補償の終了: 満期日の午後4時に終わります。

7 保険金をお支払いできない主な場合

「契約概要のご説明」**2 基本となる補償、支払基礎所得額および保険金額の設定等**(2) 保険金をお支払いできない主な場合をご確認ください。

8 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社まで申し出ください。

- (1) 解約の条件によって、解約日から満期日までの期間等に応じて、解約返れい金を返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- (2) 始期日から解約日までの期間に応じて払い込むべき保険料の払込状況により、追加の保険料を請求する場合があります。追加で請求したにも関わらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

9 被保険者からの解約

被保険者が保険契約者以外の方の場合、保険契約者との間に別段の合意があるときを除き、被保険者は保険契約者に対しこの保険契約の解約を求めることができます。この場合、保険契約者は、引受保険会社に対する通知をもって、その保険契約を解約しなければなりません。

※解約する範囲はその被保険者にかかる部分に限ります。

10 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

11 個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社（海外にあるものを含む）が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。

詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険（株）のホームページ（<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>）をご覧ください。

＜その他ご注意ください＞

■ ご契約内容および事故報告内容の確認について

事故について保険金のお支払いが迅速かつ確実に行われるよう同一事故にかかるご契約の状況や保険金請求の状況等について、損害保険会社等間で確認をさせていただく場合がありますのであらかじめご了承ください。

■ 無効・取消し・失効について

- (1) 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合、この保険契約は無効となり、既に払い込んだ保険料は返還できません。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金受取人の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなる場合があります。この場合、既に払い込んだ保険料は返還できません。
- (3) 次のいずれかの場合は、この保険契約は失効となります。この場合、普通保険約款・特約に定める規定により保険料を返還または請求します。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
 - ① 被保険者が死亡した場合
 - ② 身体障害以外の原因で業務に従事できなくなった場合

■ 重大事由による解除

次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません。

- (1) 保険契約者、被保険者、保険金受取人が、保険金を支払わせることを目的として身体障害等が発生させた場合
- (2) 保険契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- (3) 被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合

など

■ 税法上の取扱い（2023年5月現在）

保険料負担者が個人の場合、払い込んだ保険料のうち、ご契約内容により所定の金額について、税法上の生命保険料控除の対象となります。

※上記「税法上の取扱い」は、今後の税制改正により変更となる場合がありますので、ご注意ください。

■ 請求権等の代位について

保険金について、損失が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、引受保険会社はその損失に対して保険金をお支払いしたときは、その債権は引受保険会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- (1) 引受保険会社が損失の額の全額を保険金としてお支払いした場合：被保険者が取得した債権の全額
- (2) 上記（1）以外の場合：被保険者が取得した債権の額から、保険金をお支払いしていない損失の額を差し引いた額

（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

※保険金のお支払いの前に、被保険者が第三者から損害賠償を受け、その損害賠償に保険金に相当する額が含まれている場合は、引受保険会社はその額を差し引いた損失の額に対して保険金をお支払いします。

■ 事故が起こった場合

1 事故が起こった場合

- (1) 事故が起こった場合には、30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡が遅れた場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- (2) 他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。
- (3) 補償が重複する他の保険契約等がある場合、発生した損失に対して既に支払われた保険金の有無によって、引受保険会社がお支払いする保険金の額が異なります。詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

＜引受保険会社がお支払いする保険金の額＞（注1）

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額（注2）をお支払いします。
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた額をお支払いします。ただし、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額（注2）を限度とします。

（注1）お支払いする保険金の額や他の保険契約等の保険金の支払条件によっては、上記と異なる場合があります。詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

（注2）他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

2 保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者または保険金受取人は、＜別表「保険金請求書類」＞のうち引受保険会社が求める書類を提出する必要があります。なお、必要に応じて＜別表「保険金請求書類」＞以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

3 保険金のお支払時期

引受保険会社は被保険者または保険金受取人より保険金請求書類の提出受領後その日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる事項の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、引受保険会社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

4 保険金の代理請求

被保険者に保険金を請求できない次のような事情がある場合に、下記【被保険者の代理人となりうる方】が被保険者の代理人として保険金を請求することができる制度（「代理請求制度」といいます）があります（被保険者に法定代理人がいる場合や第三者に保険金の請求を委任している場合は、こ

- の制度は利用できません)。
 ●保険金等のご請求を行う意思表示が困難であると引受保険会社が認めた場合
 ●引受保険会社が認める傷病名等の告知を受けていない場合 など

【被保険者の代理人となりうる方】

- ①被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)
 ②上記①の方がいない場合や、上記①の方が保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 ③上記①および②の方がいない場合や、上記①および②の方が保険金を請求できない事情がある場合には、上記①以外の配偶者(注)または上記②以外の3親等内の親族

(注) 法律上の配偶者に限ります。

万一、被保険者が保険金を請求できない場合に備えて、上記に該当する方々にご契約の存在や代理請求制度の概要等をお知らせくださるようお願いいたします。被保険者の代理人からの保険金の請求に対して引受保険会社が保険金をお支払いした後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、引受保険会社は保険金をお支払いできません。

⑤ 保険金請求権の時効

保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳細はご契約のしおり(普通保険約款・特約)および協定書をご確認ください。

<別表「保険金請求書類」>

(1)	保険金請求書(個人情報取扱いに関する同意を含みます)	
(2)	引受保険会社の定める傷害(疾病・損害など)状況報告書 ※事故日時、発生場所、原因等を申告する書類をいいます。また、事故状況を確認するためにこの報告書の他、(4)に掲げる書類も必要な場合があります。	
(3)	保険金の請求権をもつことの確認書類	
	書類の例	・印鑑証明書、資格証明書、戸籍謄本、委任状、未成年者用念書 など
(4)	所得に関する保険金を請求する場合に必要な書類	
	①	保険事故の発生を示す書類
		書類の例 ・ 公的機関が発行する証明書(事故証明書など) など
	②	保険金支払額の算出に必要な書類
		書類の例 ・ 引受保険会社の定める診断書、所得確認書類(源泉徴収票、確定申告書、決算書など) など
	③	その他の書類
		書類の例 ・ 調査同意書(事故またはケガ・病気などの調査を行うために必要な同意書) など

<ご加入いただく内容に関する確認事項(ご意向の確認)>

この保険商品およびご契約プランは、引受保険会社で把握したお客さま情報およびご意向に基づき提案させていただいております。申込書兼告知書にご記入の内容が、最終的にお客さまのご意向に沿った内容であるか再度ご確認ください。また、払い込む保険料が正しいものとなるよう保険料算出に関わる事項などについてもご確認ください。その結果、修正すべき点があった場合は、加入内容を訂正させていただきます。なお、ご不明な点などございましたら保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

●今回お申込みのご契約についてご確認をお願いします。

- 被保険者に関する「生年月日」「年齢」「性別」について、すべて正しい内容となっていることをご確認ください。
 - 「他の保険契約等」について、正しい内容となっていることをご確認ください。
 - 下記項目について、お客さまのご意向どおりとなっていることをご確認ください。
 - 補償の内容(お支払いする保険金、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない場合など)
 - 支払基礎所得額・最高保険金支払月額・約定給付率・保険金額
 - 被保険者の範囲(ご本人のみの補償)
 ※保険期間、保険料に関する事項および契約者配当金制度の有無については「契約概要のご説明」に記載のとおりのご設定であることをご確認ください。
 - 支払基礎所得額が平均所得額の範囲内で設定されていることをご確認ください。
 ※支払基礎所得額の設定については「契約概要のご説明」②基本となる補償、支払基礎所得額および保険金額の設定等(5)支払基礎所得額および保険金額の設定をご確認ください。
 - 補償の重複する可能性のある他のご契約の有無をご確認いただき、ご契約の要否をご確認ください。
- 現在ご加入のご契約(満期を迎えるご契約)にご不明な点がある場合には、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお申し出ください。

お問い合わせ窓口

保険商品・契約内容に関するお問い合わせ

【取扱代理店】	イオン保険サービス株式会社
【電話番号】	0120-105-381 【受付時間】9:00~17:00 ※土日・祝日・年末年始を除く ※おかけ間違いにご注意ください。

引受保険会社の連絡・相談・苦情窓口

引受保険会社へのご相談・苦情がある場合	事故が起こった場合
<p>0120-101-060(無料)</p> <p>●受付時間 平日9:00~17:00 ●土・日・祝日および年末年始は休業させていただきます。 ●ご加入の団体名(イオングッドライフクラブ)をお知らせください。「加入者証」等をお持ちの場合、お手元にご用意ください。 ●一部のご用件は営業店等からのご対応となります。</p>	<p>遅滞なくご契約の取扱代理店または下記にご連絡ください。</p> <p>あいおいニッセイ同和損保 あんしんサポートセンター 0120-985-024(無料)</p> <p>●受付時間 24時間365日 ●おかけ間違いにご注意ください。 ●IP電話からは0276-90-8852(有料)におかけください。</p>

指定紛争解決機関

引受保険会社との間で問題を解決できない場合

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

[ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)] **0570-022-808**

- 受付時間[平日9:15~17:00(土・日・祝日および年末年始を除きます)]
- 電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は利用できません。
- 携帯電話からも利用できます。
- 電話リレーサービス、IP電話からは03-4332-5241におかけください。
- おかけ間違いにご注意ください。
- 詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)

<引受保険会社>

(2023年6月承認) A23-XXXXXX

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

所得補償保険

お支払いする保険金のご説明【団体長期障害所得補償保険】

団体長期障害所得補償保険の普通保険約款、協定事項明細書（協定書）（以下、「協定書」といいます）の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）または協定書をご参照ください。

※ご契約のしおり（普通保険約款・特約）および協定書は保険契約者に交付されます。

■普通保険約款の補償内容

＜ご注意＞

被保険者またはそのご家族が加入されている他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、契約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※ 複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

1. 被保険者（補償の対象となる方）が身体障害を被り、その直接の結果として保険期間中に就業障害が開始した場合に限り、てん補期間中の就業障害である期間に対して、保険金の算出の基礎となる支払基礎所得額を基に普通保険約款、協定書記載の方法により算出した額を保険金としてお支払いします。
2. 被保険者は協定書に規定された方となります。
3. 保険金支払対象外の身体障害の影響などにより、保険金を支払うべき身体障害の程度が大きくなった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
身体障害により、就業障害となった場合	<div style="text-align: center;"> $\boxed{\text{支払基礎所得額}} \times \boxed{\text{所得喪失率}} \times \boxed{\text{約定給付率 (100\%)}}$ </div> <p>※ お支払いする保険金の額は、てん補期間中の就業障害である期間1か月について、協定書に定める最高保険金支払月額を限度とします。</p> <p>※ 協定書に定めるてん補期間を限度とします。</p> <p>※ 支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が平均月間所得額を超える場合は、平均月間所得額を約定給付率で割った額を支払基礎所得額とします。</p> <p>※ てん補期間中における就業障害である期間が1か月に満たない場合または1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月を30日とした日割計算により保険金の額を決定します。</p> <p>※ 同一の身体障害により、免責期間を超える就業障害が終了した日からその日を含めて6か月以内に再び就業障害となった場合は、前の就業障害と同一の就業障害として取り扱います。</p> <p>※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額（*）の合計額が、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額を超えるときは、下記の額を就業障害である期間1か月あたりの保険金としてお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額（*） ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額から、他の保険契約等から支払われた就業障害である期間1か月あたりの保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額（*）を限度とします。 <p>（*）他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。</p>	<p>(1) 新規加入日から12か月以内に就業障害になった場合、就業障害の原因となった身体障害について、新規加入日前12か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受けたとき、治療のために服薬していたとき、または、通常は医師に診察を受けるような症状が現れていたときは、保険金をお支払いできません。</p> <p>(2) 次のいずれかの就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によって被った身体障害による就業障害 ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって被った身体障害による就業障害 ③ 治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって被った身体障害による就業障害 ④ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動によって被った身体障害による就業障害※1 ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った身体障害による就業障害※2 ⑥ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性によって被った身体障害による就業障害 ⑦ 上記⑥以外の放射線照射または放射能汚染によって被った身体障害による就業障害 ⑧ むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないものによる就業障害※3 ⑨ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故によって被ったケガによる就業障害 <ul style="list-style-type: none"> ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ⑩ 被保険者が被った精神障害を原因として発生した就業障害※4 ⑪ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産によって被った身体障害による就業障害※5 ⑫ 発熱等の他覚的症候のない感染による就業障害※6 <p style="text-align: right;">など</p> <p>(3) 健康に関する告知の回答内容等により補償対象外となっている病気等（保険証券等に記載されます。）による就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>※1 テロ行為によって発生した身体障害に関しては、自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※2 「天災危険補償特約」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※3 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。</p> <p>※4 「精神障害補償特約」がセットされた場合、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目（*）中の次の分類番号に該当する精神障害（統合失調症、躁（そう）病、うつ病等）を原因として発生した就業障害は保険金</p>

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
		<p>のお支払い対象となります。</p> <p>(1) F 04～F 09 (2) F 20～F 51 (3) F 53～F 54 (4) F 59～F 63 (5) F 68～F 69 (6) F 84～F 89 (7) F 91～F 92 (8) F 95 (9) F 99</p> <p>(*)分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD - 10(2003 年度版)準拠」によります。</p> <p>※5 「妊娠に伴う身体障害補償特約」(*)がセットされた場合、保険金のお支払い対象となります。 (*)女性の被保険者にのみセット可能です。</p> <p>※6 病原体が生体内に侵入、定着、増殖することをいいます。</p>

<用語の説明>

【回復所得額】とは

免責期間開始以降に業務に復帰して得た所得の額をいいます。ただし、免責期間開始時点と比べて物価の変動があった場合には、物価の変動による影響がなかったものとして算出します。

【最高保険金支払月額】とは

1 被保険者について、1 か月あたりの保険金支払の最高限度となる協定書に記載された金額をいいます。

【支払基礎所得額】とは

保険金の算出の基礎となる額をいい、 $\boxed{\text{1口あたり保険金額}} \times \boxed{\text{加入口数}}$ によって算出した額となります。

【所得】とは

業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害となることにより支出を免れる金額を差し引いたものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は所得に含まれません。

【所得喪失率】とは

次の算式によって算出された割合をいいます。

$$\boxed{\text{割合}} = 1 - \frac{\boxed{\text{免責期間終了日の翌日から起算した各月における回復所得額}}}{\boxed{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}}$$

ただし、所得の額につき給与体系の著しい変動その他の特殊な事情の影響があった場合、または身体障害の程度や収入の状況の勘案が必要な場合は、所得喪失率の算出につき公正な調整を行うものとします。

【就業障害】とは

被保険者が身体障害を被り、その直接の結果として就業に支障が発生している協定書に記載された状態をいいます。てん補期間開始後においては、身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率が20%超であることをいいます。免責期間中においては、被保険者の経験・能力に応じたいかなる業務にも従事できない状態をいいます。なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合でも就業障害とはいいません。

【身体障害】とは

傷害（「ケガ」といいます）および疾病（「病気」といいます）をいいます。また、ケガにはケガの原因となった事故を含みます。

【他の保険契約等】とは

この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

【てん補期間】とは

引受保険会社が保険金をお支払いする限度とする期間で、免責期間終了日の翌日からその日を含めて協定書に記載された期間をいいます。「精神障害補償特約」がセットされた場合、この特約による保険金のお支払いは、特別会員・A会員は基本契約のてん補期間と同一、B会員は基本契約のてん補期間にかかわらず、免責期間終了日の翌日から起算して「24か月」が限度です。

【免責期間】とは

保険金をお支払いできない協定書に記載された就業障害が継続する期間をいいます。免責期間開始後に一時的に復職し、その後再度就業障害となった場合には、免責期間に応じて定めた日数（特別会員・A会員は28日、B会員は14日）を限度として復職日数および免責期間を加えた期間を通算して1 免責期間とします。

【平均月間所得額】とは

被保険者の就業障害が開始した日の属する月の直前12か月について、以下のとおり計算した額をいいます。ただし、就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により計算します。

$$\text{平均月間所得額} = \frac{(\text{年間収入額} \times 1) - (\text{働けなくなったことにより支出を免れる金額} \times 2)}{12(\text{か月})}$$

※1 給与所得、事業所得または原稿料等の雑所得に係る税引き前の収入で、利子所得、配当所得、不動産所得等は含まれません。就労の有無にかかわらず得られる役員報酬等がある場合にはこれも含まれません。

※2 被保険者が事業所得者の場合は、その事業に要する経費のうち、接待交際費・旅費交通費などをいいます。

【約定給付率】とは

保険金の算出の基礎となる協定書に記載された率をいいます。

【特別会員・A会員・B会員の主な補償内容についての注意事項】

- ※ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、ご継続時一定の被保険者本人の年令まで、保険契約の満了する日と同一内容で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は、継続日現在の保険料率および被保険者の年令によって計算されます。また、保険期間中に会員区分（特別会員・A会員・B会員）の異動が生じた場合、保険契約の満期までは、加入時の補償内容が継続されます。保険期間の途中で補償内容の変更を希望される場合には、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。
- ※健康状態告知書質問事項の回答内容や申込書兼告知書記載事項（年令・他保険加入状況等）等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。（ご注意）保険金請求事項が多発した場合などについて、ご継続を注意させていただくことがあります。
- ※他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として申込書兼告知書に記入していただきます。正しく記入しただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。

所得補償保険

健康状態告知についてのご案内

健康状態告知書質問事項回答欄の記入にあたり重要な事項を

告知の内容が正しくないと、ご契約が解除され保険金をお支払いできない場合があります。

以下の説明をすべてご確認ください。ご理解のうえ正しい告知をお願いします。

なお、被保険者ご本人とは、加入申込票・被保険者明細書の被保険者(基本部分)欄に記載された方をいいます。

1 告知の重要性

お客さま
チェック欄

健康状態告知は公平な保険契約の引受判断のための重要な事項ですから、**必ず被保険者ご本人が、「事実を」「ありのまま」「もれなく」お答えください。**

親介護一時金支払特約をセットする場合の健康状態告知の回答にあたっては、必ず特約被保険者となる方に健康状態に関する質問事項と「健康状態告知についてのご案内」に記載された事項をすべて説明し、回答内容をそのまま記入ください。

※親介護一時金支払特約の特約被保険者となる方に、被保険者本人が代理して回答する旨を了解いただき、被保険者ご本人が特約被保険者の健康状態を回答してください。



しっかりと
記入しましょう。

2 正しく告知しなかった場合の取扱い

お客さま
チェック欄

告知する事項は加入申込票・被保険者明細書裏面「健康状態告知書質問事項」に記載しています。もし、故意または重大な過失によって、これらについて事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合、告知を受領した保険契約の保険期間の開始時(補償の開始時)(注)から1年以内であれば、引受保険会社は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります。

保険期間の開始時から1年を経過していても、告知のなかった事実、または告知の内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が保険期間の開始時から1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。また、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、保険期間の開始時からの経過期間に関係なく保険契約を「詐欺による取消し」とすることがあります。

(注)継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。



正しく告知しないと、
保険金を受け取れない
場合もあるんだね。

- 告知義務違反によりご加入が解除された場合
 - 解除後の補償はなくなり、たとえ保険金支払事由が発生していても保険金をお支払いすることはできません。
※ただし、「解除前に発生した保険金支払事由」と「解除の原因となった事実」との因果関係の有無によっては、保険金をお支払いすることがあります。
- 「詐欺による取消し」となった場合
 - 保険期間の開始時期から補償がなくなるため、たとえ保険金支払事由が発生していても保険金をお支払いすることはできません。
 - 既に払い込んだ保険料は返還できません。

3 書面によるご回答のお願い

お客さま
チェック欄

質問事項へのご回答は、保険会社の引受判断上、重要な事項のため、取扱代理店への口頭によるご回答ではなく、**書面にてご回答くださるようお願いいたします。**

※健康状態告知書質問事項回答欄は加入申込票・被保険者明細書の一部となっています。取扱代理店は保険契約の告知受領権を有していますが、取扱代理店に口頭でご回答されても告知をしたことになりませんのでご注意ください。



加入申込票の回答欄へ
記入してください。

4 傷病歴等を告知した場合の取扱い

お客さま
チェック欄

引受保険会社では、ご加入者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態すなわち保険金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っています。

告知内容によってはご加入をお断りすることや特定疾病等を補償対象外とする等の特別な条件を付けてお引き受けすることがあります(傷病歴等がある方をすべてお断りするものではなく、また、傷病の状況によっては特別な条件を付けずにお引き受けできる場合があります)。

●傷病歴等を告知した場合の取扱い(加入条件について、告知の内容から、以下のいずれかとさせていただきます)

- 1 特別な条件なしでお引き受けします。
- 2 特定疾病等を補償対象外とする条件でお引き受けします。
- 3 お引き受けできませんのでご了承ください。

※「親介護一時金支払特約」につきましては、1または3のいずれかの取扱いとなります。



告知したら、契約はどうなるの?

5 告知内容を確認させていただく場合があります。

お客さま
チェック欄

お申込み後または保険金請求の際、告知内容について確認させていただく場合があります。



告知内容を確認
させていただきます。

6 お客さまによるご契約内容の確認について

お客さま
チェック欄

ご加入後、加入内容について記載した「加入者証」または「加入申込票の写し」で告知内容に誤りがないかのご確認をお願いします。

※特定疾病等を補償対象外とする条件での加入については、加入申込票・被保険者明細書の健康状態告知書質問事項回答欄の記載によって決定します(加入時に決定し、個別に引受保険会社から引受条件を通知するわけではありません)のでご注意ください。

※万一、告知内容が事実と異なる場合には、ただちに取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。



加入後の確認も
大切なね。

※本紙はお客さまご自身で確認するための帳票です。ご提出の必要はありません。
※『加入申込票・被保険者明細書の写し』と『健康状態告知についてのご案内』(本紙)、『重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明』はお客さまの控えとなりますので、大切に保管してください。

団体長期障害
所得補償保険

全力 サポート
宣言

お客さま
チェック欄 **7 健康状態の告知が必要な方**

健康状態告知書質問事項回答欄に回答いただく必要のある方は、以下のいずれかに該当する方です。

- 今回新たに加入する方
- 継続して加入する際に、補償項目の追加などの変更(注)をする方

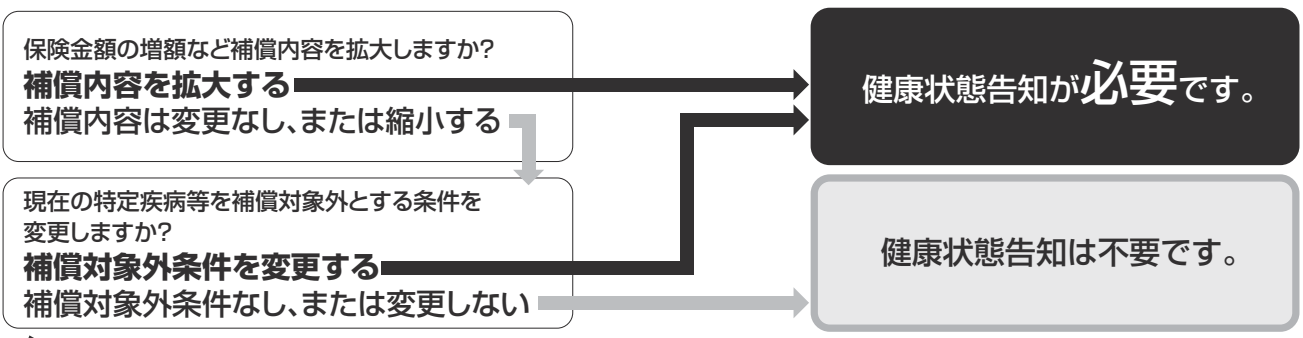
(注) 健康状態に関する告知の対象となる補償項目について、新たな補償を追加する場合、保険金額を増額する場合、てん補期間を延長する場合、特定疾病等を補償対象外とする条件を変更する場合などが該当します。

※前契約からすべての条件を変更することなく継続して加入する方は、新たに告知する必要はありません。



しっかりと確認して、告知しないとね。

継続して加入する場合の告知要否チェック



ご注意ください

保険金額の増額など補償内容の拡大に伴い改めて健康状態告知をした結果、特定疾病等を補償対象外とする条件となった場合、その条件は増額等の拡大した補償部分だけでなく、継続後の補償全体に対して適用されます。

例えばこんな場合... 現在は特定疾病等を補償対象外とする条件なしで加入。ただし、先日の健康診断で異常を指摘されている(告知事項に該当する)ケース

	現在のご契約	継続後のご契約	備考
ケース1 (同条件で継続)	特定疾病等を補償対象外とする条件なし	特定疾病等を補償対象外とする条件なし	前契約と同条件で継続する場合、告知は不要で特定疾病等を補償対象外とする条件も付きません。
ケース2 (増額して継続)	特定疾病等を補償対象外とする条件なし	増額 特定疾病等を補償対象外とする条件が付くと全体に適用される	保険金額を増額する場合は告知が必要です。告知の結果、特定疾病等を補償対象外とする条件が付いた場合は、継続後の補償全体に対して適用します。

所得補償保険

お客さま
チェック欄 **8 再告知の取扱い**

特定疾病等を補償対象外とする条件で加入する方は、新たに告知しなすこと(再告知)によって、継続後の加入条件を変更できることがあります。継続して加入する際には現在の引受条件をご確認ください。

例えばこんな場合... 数年前に告知した際、健康状態告知書質問事項に該当したため特定疾病等を補償対象外とする条件となったが、その後一切病気をすることもなく健康を保ち、現時点で告知すればすべての告知回答が「いいえ」となるケース

※加入申込票・被保険者明細書の「特定疾病等対象外欄」の「疾病コード」欄に「A1」～「Y1」のコードが印字されている場合の補償対象外とする疾病の範囲は別紙「親介護一時金」以外用 健康状態告知書質問事項および健康状態告知書質問事項回答欄記入要領または別紙「親介護一時金」以外用 健康状態告知書質問事項回答欄の解説の「病気・症状一覧表の解説」をご参照ください。なお、「病気・症状一覧表」にある「A1」～「Y1」以外のコードが印字されている場合の補償対象外とする疾病の範囲は別紙「親介護一時金」以外用 健康状態告知書質問事項回答欄の解説の「特定疾病等対象外欄」に関するご注意をご参照ください。

※継続後の引受条件を変更する場合は、現在の引受条件にかかわらず、別紙「親介護一時金」以外用 健康状態告知書質問事項および健康状態告知書質問事項回答欄記入要領または別紙「親介護一時金」以外用 健康状態告知書質問事項回答欄の解説「病気・症状一覧表の解説」を参照し、再告知をしてください。

※再告知をした場合は、上記1～7が適用されますので、ご注意ください。

お客さま
チェック欄 **9 その他ご注意いただきたい事項**

正しく告知をした場合でも、保険期間の開始時より前に病気、ケガまたはその他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合は、引受保険会社は保険金をお支払いできません(始期前治療について協定書に定めのある場合、その規定により保険金をお支払いできることがあります)。

例えばこんな場合... 加入申込み時点では健康だったが、その後保険期間の開始時より前に発病と診断され、保険期間の開始時より後にその病気によって就業不能となったケース

そのほかにも、「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」には、ご加入に際して特に確認いただきたいことを記載しています。お申込みの前に必ずお読みください。

ご相談窓口等

- ご照会・苦情につきましては、以下の団体窓口までお問合せください。

みらいスタイルについてのお問合せ窓口

GLC団体保険コンタクトセンター

0120-990-112 【受付時間】月曜日～金曜日 9:00～17:00(祝日・12/31～1/3を除く。)
dhcc@aeonglc.jp

- 団体生命保険、三大疾病保険、総合医療保険、年金保険、積立保険に関する引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、以下の日本生命窓口までご連絡ください。

日本生命お問合せ先

日本生命保険相互会社 法人サービスセンター

※お問合せの際には、以下の記号証券番号をお知らせください。

商品名	TEL(通話料無料)	記号証券番号
団体生命保険	0120-563-925	930-46623
三大疾病保険	0120-563-925	939-44
総合医療保険	0120-563-925	900-95070
年金保険	0120-563-924	970-99059
積立保険	0120-563-924	970-99059

【受付時間】月曜日～金曜日 9:00～17:00(祝日・12/31～1/3を除く。)

- 親介護保険、所得補償保険に関する取扱代理店・引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、下記のイオン保険サービス、あいおいニッセイ同和損保窓口までご連絡ください。

取扱代理店お問合せ先

イオン保険サービス株式会社 親介護保険・所得補償保険担当窓口

0120-105-381 【受付時間】月曜日～金曜日 9:00～17:00(祝日・12/31～1/3はお取り扱いしておりません。)
〒261-8515 千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

引受保険会社お問合せ先

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 東京企業営業第三部営業第二課

050-3462-7426 【受付時間】月曜日～金曜日 9:00～17:00(祝日・12/31～1/3はお取り扱いしておりません。)
〒103-8250 東京都中央区日本橋3-5-19 あいおいニッセイ同和損保日本橋本社ビル